

# EU 炭素国境調整メカニズム (CBAM) の解説 (基礎編)

2024 年 2 月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

調査部

ブリュッセル事務所

#### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

## 〈目次〉

はじめに .....	1
I. CBAM 規則の概要 .....	2
1. CBAM 規則の背景 .....	2
(1) CBAM 規則の経緯と背景 .....	2
(2) EU 排出量取引制度 (EU ETS) との関係 .....	2
2. 制度の概要 .....	3
(1) 制度の仕組み .....	3
(2) CBAM 規則の適用範囲 .....	4
① 対象事業者 .....	4
② 対象国と適用除外 .....	4
③ 対象セクターと対象製品 .....	4
④ 適用を除外される製品 .....	7
(3) 製品の体化排出量 .....	7
(4) 管轄当局 .....	8
(5) 移行期間と今後のスケジュール .....	8
3. 本格適用後の対象事業者の手続きと義務 .....	9
(1) 認可申告者の申請と認可 .....	9
① 申請の手続きと提供する情報 .....	9
② 管轄当局の認可と CBAM 登録簿 .....	10
(2) EU 域外の事業者・施設の登録 .....	10
(3) CBAM 申告書の提出 .....	11
(4) 体化排出量の算出 .....	11
① 算出方法の概要 .....	11
② 基本的な算出方法 .....	12
③ 体化排出量の検証 .....	14
(5) CBAM 証書の扱い .....	14
① CBAM 証書の購入 .....	14
② CBAM 証書の価格 .....	15
③ CBAM 証書の納付 .....	15
④ CBAM 証書の買取請求 .....	15
⑤ 原産国での炭素価格支払い分の控除 .....	16
⑥ CBAM 申告書と CBAM 証書数に対する審査 .....	16
(6) 罰則と事業者の迂回行為 .....	16
① 罰則の理由と罰金額 .....	16
② 迂回行為への対処 .....	17
II. 移行期間に関する実施規則の概要 .....	17
1. 報告義務と手続き .....	19

(1) 報告義務の対象者と対象範囲.....	19
(2) CBAM 移行期登録簿.....	19
(3) CBAM 報告書の内容と提出.....	20
① CBAM 報告書の主な記載事項.....	20
② CBAM 報告書の提出.....	21
(4) 体化排出量の算出.....	21
① 算出方法の原則.....	21
② 2024 年末までの適用除外.....	22
(5) 再輸出加工時の扱い.....	23
(6) CBAM 報告書に対する当局の評価と罰則.....	23
① CBAM 報告書の評価と訂正手続き.....	23
② 罰則の理由と罰金額.....	23
2. CBAM 報告書の作成.....	24
(1) CBAM 報告書の記載内容.....	24
(2) 排出量のモニタリングと算出.....	25
① 製品の生産ルートとシステム境界.....	25
② 排出量データを決定するための原則.....	27
③ 生産工程の帰属排出量と製品の体化排出量の算出方法.....	28
(3) 施設の事業者が報告申告者に伝える情報.....	30
III. 今後の見通しと日本企業への影響.....	31
1. 今後の見通し.....	31
(1) CBAM 規則の適用範囲の拡大.....	31
(2) CBAM 規則が定める変更の可能性.....	32
(3) 実施法令・委任法令による規定の明確化.....	33
(4) CBAM に対する批判.....	33
2. 日本企業への影響と対応.....	35
(1) 日本企業への影響.....	35
(2) 対応と準備.....	36
① EU 域内で輸入に関わる企業の対応・準備.....	36
② EU 域外の生産者の対応・準備.....	36

## 図表目次

図 1：CBAM 移行期間における報告手続きの流れ.....	18
表 1：CBAM の対象製品.....	6
表 2：CBAM の今後のスケジュール.....	9
表 3：移行期間の CBAM 報告書の主な記載事項.....	20
表 4：CBAM 報告書の記載項目.....	25
表 5：鉄鋼製品とアルミニウム製品のモニタリングの対象.....	26
表 6：施設の事業者が報告者に伝える情報.....	31

## はじめに

欧州委員会は 2021 年 7 月に、欧州グリーン・ディールの実現に向けた気候変動対策の政策パッケージ「Fit for 55」の一環として、炭素国境調整メカニズム（CBAM）規則案を発表。2023 年 4 月には EU 理事会（閣僚理事会）と欧州議会が CBAM 規則案を正式に採択した。CBAM 規則は 2023 年 5 月 17 日に施行され、2026 年からの本格適用を前に 2023 年 10 月 1 日から対象事業者に報告義務を課す移行期間が開始された。本レポートは、世界初の、国際貿易にかかるカーボンプライシング（炭素価格）制度となる CBAM 規則を取り上げ、制度の概要および中小企業を含む日本企業に与える影響や今後想定される動きに関して、解説をまとめた。EU へのビジネス展開において、同規制の内容を理解し、対応を図るための基礎的な情報を提供することを目的とする。

なお、本レポートは、2024 年 1 月 19 日時点の情報に基づき作成したものだが、その後の法改正や、各種ウェブサイトの URL・リンク先の変更などによって、内容が変わる場合がある。最新情報は本文脚注で示した欧州委員会税制・関税同盟総局の CBAM 特設サイトを参照のこと。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェトロの判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。

2024 年 2 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 欧州課

ブリュッセル事務所

## I. CBAM 規則の概要

### 1. CBAM 規則の背景

#### (1) CBAM 規則の経緯と背景

EUは気候変動対策として、温室効果ガス（GHG）の排出量を2030年までに1990年比で55%以上削減することを中間目標とし、2050年までの気候中立の達成を目指す「欧州グリーン・ディール」政策を押し進めている。欧州委員会は2021年7月、この中間目標の達成に向けた政策パッケージ「Fit for 55」<sup>1</sup>を発表した。この中で、EU排出量取引制度（EU ETS）の改正などと共に、新たに導入する規則として提示されたのが炭素国境調整メカニズム（Carbon Border Adjustment Mechanism、以下CBAM）規則案<sup>2</sup>である。CBAM規則<sup>3</sup>は2023年4月に欧州議会とEU理事会（閣僚理事会）が採択し、5月17日に施行した。これによりCBAMは、2023年10月から2025年末までの移行期間を経て、2026年1月から本格運用が開始されることになった。

CBAMは、EU ETSに基づいて域内で生産される対象製品に課される炭素価格に対応した価格を域外から輸入される対象製品に課すものである。背景には、EUはGHGの排出削減のためEU ETSの強化や対象拡大などで炭素排出のコストを高めているが、域外国がEUと同じレベルの対策を取っていなければ、域内生産コストが高まり、域外生産に比べ域内生産は競争上、不利な立場に置かれるとの懸念がある。

例えば、EU域内で生産する企業が基準の緩やかな域外国に生産を移転する恐れが、特に炭素集約的な産業で高まる。また、EUで生産された製品の競争力が低下し、規制の緩やかな域外国製の炭素集約的な輸入品に取って代わられる可能性もある。CBAMは、こうした「カーボンリーケージ（炭素漏出）」のリスクを低減させ、EU企業の競争力を維持させることを狙っている<sup>4</sup>。またEUは、カーボンリーケージは排出量を域外に移転させることはEUだけでなく世界の気候変動の取り組みを大きく損なうため、CBAMを導入することで世界の排出削減に貢献し、域外の生産者に排出を削減する技術の利用を促すことになっている<sup>5</sup>。

#### (2) EU排出量取引制度（EU ETS）との関係

EU ETSでは、カーボンリーケージのリスクが特に高い鉄鋼やアルミニウム、化学などのセクターに対して、排出枠の無償割当を行っている。しかし、「Fit for 55」では、EU ETSを強化するため他の改正点と併せて、これまで一部セクターに認めていた無償割当を段階

<sup>1</sup> European Commission, press release, 14 July 2021,

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_21\\_3541](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3541)

<sup>2</sup> Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a carbon border adjustment mechanism, COM/2021/564 final, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52021PC0564>

<sup>3</sup> Regulation (EU) 2023/956 of the European parliament and of the council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism（以下、脚注では「CBAM規則」と表記）  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32023R0956>

<sup>4</sup> European Commission, “Carbon Border Adjustment Mechanism: Questions and Answers” 28 Nov 2023（p.5 Why is the EU putting in place a Carbon Border Adjustment Mechanism?）  
[https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2023-11/CBAM%20Frequently%20Asked%20Questions\\_November%202023.pdf](https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2023-11/CBAM%20Frequently%20Asked%20Questions_November%202023.pdf)

<sup>5</sup> CBAM規則前文(14)および(15)

的に削減することを定めた。これに代わるカーボンリーケージのリスクを低減する制度として、無償割当の対象となるセクターに CBAM が導入されることになった。

このため EU ETS 改正指令<sup>6</sup>では、一部セクターへの無償割当を段階的に削減するのに合わせて、CBAM も段階的に適用される。無償割当は 2025 年までは現行通りだが、2026 年から削減が始まる。2025 年の無償割当に対する CBAM 係数を 100%として、CBAM が本格的に適用される 2026 年には CBAM 係数は 97.5%となり無償割当は 2.5%削減される。その後、無償割当は 2028 年に 10%削減 (CBAM 係数は 90%)、2030 年には 48.5%削減 (同 51.5%) となり、2034 年に全廃されて CBAM に完全に移行する<sup>7</sup>。

## 2. 制度の概要

### (1) 制度の仕組み

欧州委員会は、CBAM が世界貿易機関 (WTO) のルールを含めた EU の国際的な義務に準拠するよう設計している<sup>8</sup>。制度の基本的な仕組みは以下のようになっている。

- CBAM 規則の対象製品は、当初はカーボンリーケージのリスクが高い一部製品だけとなる。
- EU 域外から域内に輸入された対象製品の生産に伴う GHG の排出量、すなわち製品に含まれる排出量である「体化排出量 (embedded emissions)」に適用される。
- 対象製品を域外から輸入する域内の事業者は、輸入量と体化排出量を記載した「CBAM 申告書 (CBAM declaration)」を、欧州委員会が設ける「CBAM 登録簿 (CBAM registry)」に年 1 回提出する (ただし、移行期間は四半期毎に報告)。
- 輸入事業者は、体化排出量の検証を認定検証者に依頼し、検証報告書を取得する。
- 域内の輸入事業者は、対象製品の輸入に対して炭素価格に相当する賦課金を支払うが、これは「CBAM 証書 (CBAM certificate)」を購入し、輸入した製品の体化排出量に応じた証書を納付する形で行う。この証書の価格は、EU ETS の排出枠価格と連動して設定される。
- EU 域外の生産者が、対象製品について域外ですでに炭素価格を支払っている場合は、これに対応する費用を、CBAM 証書を納付する負担から控除できる。
- CBAM は段階的に適用される。2023 年 10 月から 2025 年末まで移行期間が設けられ、本格的な適用は 2026 年 1 月からとなる。移行期間中は、本格適用時の規定を確定するための情報収集の役割を果たし、対象製品を輸入する事業者の義務は体化排出量などの報告のみに限られ、金銭的な負担は生じない。

<sup>6</sup> Directive (EU) 2023/959 of the European Parliament and of the council of 10 May 2023 amending Directive 2003/87/EC establishing a system for greenhouse gas emission allowance trading within the Union and Decision (EU) 2015/1814 concerning the establishment and operation of a market stability reserve for the Union greenhouse gas emission trading system, 第 1 条(13) (b), <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32023L0959>

<sup>7</sup> 無償割当の段階的削減の詳細は次の通り。2026 年 : 2.5%、2027 年 : 5%、2028 年 : 10%、2029 年 : 22.5%、2030 年 : 48.5%、2031 年 : 61%、2032 年 : 73.5%、2033 年 86%、2034 年 100%

<sup>8</sup> European Commission, “Carbon Border Adjustment Mechanism: Questions and Answers” 14 July 2021 (「What is the Carbon Border Adjustment Mechanism?」の項) [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_21\\_3661](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_3661)

## (2) CBAM 規則の適用範囲

### ① 対象事業者

CBAM における義務は、EU 域外から対象製品を輸入する EU 域内の事業者に対して課される。こうした輸入事業者は、対象製品の輸入に先立って「認可 CBAM 申告者 (authorised CBAM Declarant)」(以下、認可申告者) の地位を得るため認可を申請する必要がある<sup>9</sup>。対象製品を EU 域内に輸入できるのは認可申告者だけであり、認可申告者が製品の体化排出量の報告や CBAM 証書の購入・納付の義務を負う。EU 域外の生産者については、EU 域内で輸入事業を行わない限り、CBAM における義務の直接的な対象にはならないが、対象製品を域内に輸出する場合、認可申告者である域内の輸入事業者から排出量のデータを提出するよう求められる可能性がある。

### ② 対象国と適用除外

EU 域外の全ての国から輸入する対象製品に適用される。ただし、以下の 2 つの条件を満たす場合には、CBAM 規則の適用から除外される<sup>10</sup>。

- EU ETS が適用されている国や領土、あるいは EU ETS とその国・領土の排出量取引制度が完全に連結することで合意している場合。
- 原産国で支払われる炭素価格が、対象製品の体化排出量に対して実効的に課されており、提供される還付金が EU ETS に従って適用される還付金の額を超えない場合。

この条件に該当する国・領土として、CBAM 規則では以下を列挙している<sup>11</sup>。

- 国：アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス
- 領土：メリリャおよびセウタ（アフリカ北岸のスペイン領）、ビュージンゲン（スイス領内のドイツの飛び地）、ヘルゴラント島（北海のドイツ領）、リヴィーニョ（イタリアのスイス国境にある自治体）

輸入電力については、EU 域内電力市場と統合されている域外の国・領土で、輸入電力に CBAM を適用する技術的解決策がない場合は、一定条件に基づいて適用を免除される<sup>12</sup>。ただし、当該国・領土は免除条件の準拠に関する報告書を 2025 年 7 月 1 日までと 2027 年 12 月 31 日までに 2 回提出し、これを欧州委員会がそれぞれ 2025 年 12 月 31 日までと 2028 年 7 月 1 日までに評価する<sup>13</sup>。

### ③ 対象セクターと対象製品

CBAM 規則の対象となる EU 域外からの輸入製品は、CBAM 規則付属書 (Annex) I に

<sup>9</sup> CBAM 規則第 5 条 1

<sup>10</sup> CBAM 規則第 2 条 4 および 6

<sup>11</sup> CBAM 規則付属書 III ポイント 1

<sup>12</sup> CBAM 規則付属書 III ポイント 2 (ただし現時点では付属書 III ポイント 2 は空白で、輸入電力について適用免除となっている国・領土はない。)

<sup>13</sup> CBAM 規則第 2 条 7 および 8



記載された以下の分野の製品で、CN コード（EU の関税品目分類）で指定されている。対象となる GHG の排出は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のほかにも製品ごとに以下のガス排出がある<sup>14</sup>。これは EU ETS の適用範囲に従っている<sup>15</sup>。

- セメント：CO<sub>2</sub> が対象
- 肥料：CO<sub>2</sub> と亜酸化窒素（N<sub>2</sub>O）が対象、ただし一部製品（CN コード 2814：無水アンモニアおよびアンモニア水）は CO<sub>2</sub> のみ
- 鉄鋼：CO<sub>2</sub> が対象
- アルミニウム：CO<sub>2</sub> とパーフルオロカーボン（PFC）が対象
- 水素：CO<sub>2</sub> が対象
- 電力：CO<sub>2</sub> が対象

化学セクターのうち水素については、域内への輸入は現時点では限られているものの、「Fit for 55」でも水素の利用推進を打ち出しており、今後状況が大きく変わることが想定されるため適用対象とされた<sup>16</sup>。一方、有機化学品や石油精製品などは、製品の体化排出量を明確にすることに技術的に限界があるため、現段階では適用対象から除外された<sup>17</sup>。

対象製品の詳細を表 1 に列挙する。対象製品には、前駆体（フェロシリコマンガ、フェロシリコクロム、鉄鉱などの投入材料）の一部や川下製品（ねじ、ボルト、ナットなど）の一部も含まれている。

CBAM 規則では、移行期間が終了する 2025 年末までに欧州委員会を対象製品の見直しを行うことが定められている<sup>18</sup>。このため今後、カーボンリーケージのリスクがある製品や材料（前駆体）、川下製品などに対象製品が拡大される可能性がある（「III. 1. 今後の見通し」を参照）。

---

<sup>14</sup> CBAM 規則付属書 I

<sup>15</sup> European Commission - Scope of the EU Emissions Trading System  
[https://climate.ec.europa.eu/eu-action/eu-emissions-trading-system-eu-ets/scope-eu-emissions-trading-system\\_en](https://climate.ec.europa.eu/eu-action/eu-emissions-trading-system-eu-ets/scope-eu-emissions-trading-system_en)

<sup>16</sup> CBAM 規則前文(37)

<sup>17</sup> CBAM 規則前文(34)および(35)

<sup>18</sup> CBAM 規則第 30 条 2

表 1 : CBAM の対象製品

分類	CN コード	製品
セメント	2507 00 80	その他のカオリン系粘土
	2523 10 00	セメントクリンカー
	2523 21 00	白色ポルトランドセメント (人工着色の有無を問わない)
	2523 29 00	その他のポルトランドセメント
	2523 30 00	アルミナセメント
	2523 90 00	その他の水硬性セメント
肥料	2808 00 00	硝酸および硫酸
	2814	無水アンモニアおよびアンモニア水
	2834 21 00	硝酸カリウム
	3102	窒素肥料 (鉍物性肥料および化学肥料)
	3105	肥料成分 (窒素、りん、カリウム) のうち 2 つ以上を含有する肥料 (鉍物性肥料および化学肥料)、およびその他の肥料ならびにこの類の物品をタブレット状、その他これに類する形状にしているか、または容器とも 1 個の重量が 10 キログラム以下に包装したもの (以下の品目を除く) 3105 60 00 : 鉍物性肥料および化学肥料 (りんおよびカリウムを含有するもの)
鉄鋼	72	鉄鋼 (以下の品目を除く) 7202 2 : フェロシリコン 7202 30 00 : フェロシリコマンガ 7202 50 00 : フェロシリコクロム 7202 70 00 : フェロモリブデン 7202 80 00 : フェロタングステンおよびフェロシリコタングステン 7202 91 00 : フェロチタンおよびフェロシリコチタン 7202 92 00 : フェロバナジウム 7202 93 00 : フェロニオブ 7202 99 : その他のフェロアロイ (以下の 3 品目) 7202 99 10 : フェロホスホル 7202 99 30 : フェロシリコマグネシウム 7202 99 80 : その他 7204 : 鉄鋼のくずおよび鉄鋼の再溶解用のインゴット
	2601 12 00	鉄鉍 (精鉍および焼いた硫化鉄鉍を含む) : 凝結させたもの
	7301	鋼矢板 (穴をあけてあるかないか、または組み合わせてあるかないかを問わない)、および溶接形鋼
	7302	鉄鋼製の建設資材で、鉄道または軌道の線路用のもの レール、ガードレール、ラックレールおよびトンダレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分、ならびにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート (ベースプレート)、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続または取付けに専ら使用するもの
	7303 00	鋳鉄製の管および中空の形材
	7304	鉄鋼製の管および中空の形材 (継目なしのもので鋳鉄製のものを除く)
	7305	鉄鋼製のその他の管 (溶接、リベット接合、その他これらに類する接合をしたものなど) で、横断面が円形のもので、外径が 406.4 ミリメートルを超えるもの
	7306	鉄鋼製のその他の管および中空の形材 (オープンシームのものおよび溶接、リベット接合、その他これらに類する接合をしたものなど)
	7307	鉄鋼製の管用継手 (カップリング、エルボー、スリーブなど)
	7308	構造物およびその部分品 (鉄鋼製のものに限る。橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり、柱など。第 94.06 項のプレハブ建築物を除く) ならびに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管、その他これらに類する物品
	7309 00	鉄鋼製の貯蔵タンク、その他これに類する容器 (内容積が 300 リットルを超えるもので、内張りしてあるかないか、または断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用または液化ガス用のもの、および機械装置または加熱用もしくは冷却用の装置を有するものを除く)
	7310	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱、その他これらに類する容器 (内容積が 300 リットル以下のもので、内張りしてあるかないか、または断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用または液化ガス用のもの、および機械

		装置または加熱用もしくは冷却用の装置を有するものを除く)
	7311 00	圧縮ガス用または液化ガス用の鉄鋼製の容器
	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金 (ばね座金を含む)、その他これらに類する製品
	7326	その他の鉄鋼製品
アルミニウム	7601	アルミニウムの塊
	7603	アルミニウムの粉およびフレーク
	7604	アルミニウムの棒および型材
	7605	アルミニウムの線
	7606	アルミニウムの板、シートおよびストリップ (厚さが 0.2 ミリメートルを超えるもの)
	7607	アルミニウムのはく (補強材を除く厚さが 0.2 ミリメートル以下のもので、印刷してあるかないか、または紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない)
	7608	アルミニウム製の管
	7609 00 00	アルミニウム製の管用継手 (カップリング、エルボー、スリーブなど)
	7610	アルミニウム製の構造物およびその部分品 (橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、手すり、柱など。第 94.06 項のプレハブ建築物を除く)、ならびに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管、その他これらに類する物品
	7611 00 00	アルミニウム製の貯蔵タンク、その他これに類する容器 (内容積が 300 リットルを超えるもので、内張りしてあるかないか、または断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用または液化ガス用のもの、および機械装置または加熱用もしくは冷却用の装置を有するものを除く)
	7612	アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱、その他これらに類する容器 (折畳み可能または硬いチューブ状のものを含み、内容積が 300 リットル以下のもので、内張りしてあるかないか、または断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用または液化ガス用のもの、および機械装置または加熱用もしくは冷却用の装置を有するものを除く)
7613 00 00	圧縮ガス用または液化ガス用のアルミニウム製の容器	
7614	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひも、その他これらに類する製品 (電気絶縁をしたものを除く)	
7616	その他のアルミニウム製品	
化学	2804 10 00	水素
電力	2716 00 00	電気エネルギー

(出所) CBAM 規則付属書 I (List of goods and greenhouse gases) より作成

#### ④ 適用を除外される製品

対象製品であっても以下に該当する場合、CBAM 規則は適用されない<sup>19</sup>。

- 輸入する 1 貨物につき 150 ユーロを超えない製品
- EU 域外からの旅行者の個人的な荷物に含まれ、150 ユーロを超えない製品
- 軍事活動のために移動または使用される製品

#### (3) 製品の体化排出量

体化排出量 (EU 域外から域内に輸入された対象製品の生産に伴い排出される GHG の量) の単位は、製品 1 トン当たり CO<sub>2</sub> 換算排出量 (トン) で、工場など施設単位ではなく製品ごとに算出する必要がある。電力については、1 メガワット時 (MWh) 当たりの CO<sub>2</sub> 換算排出量 (トン) で表される。

CBAM 規則で体化排出量は、対象製品の生産工程で排出される「直接排出量」と対象製

<sup>19</sup> CBAM 規則第 2 条 3

品の生産工程で消費される電力の生産から排出される「間接排出量」からなる。発電の場所がどこであっても間接排出量に含める。直接排出量には、生産工程で消費される温冷熱の生産からの排出量も含まれる。この温冷熱の生産についても生産の場所がどこであっても含める<sup>20</sup>。

対象製品のうち、CBAM 規則付属書 II に記載された鉄鋼、アルミニウム、水素は直接排出量だけが対象となり、それを除く他のセクター（セメント、肥料）の製品は直接排出量と間接排出量の両方が対象となる<sup>21</sup>。ただし、鉄鋼のうち表 1 の「2601 12 00：鉄鉱（精鉱および焼いた硫化鉄鉱を含む）：凝結させたもの」は、直接排出量と間接排出量が対象となる<sup>22</sup>。

鉄鋼、アルミニウム、水素については直接排出量だけが対象となる理由は、EU 域内では、これらセクターの製品は、排出コストが電力料金に転嫁されることによる間接排出コストに対して財政的な補償措置が適用されているためである<sup>23</sup>。ただし今後、補償措置の見直しと合わせて、直接排出量だけが対象の製品についても間接排出量が対象になる可能性がある（「III. 1. 今後の見通し」を参照）。

#### (4) 管轄当局

各加盟国は、CBAM 規則に定められた役割と責務を遂行する管轄当局（NCA：National Competent Authority）を指名する<sup>24</sup>。管轄当局の責務は、対象製品の輸入事業者に対して認可申告者の認可を与えることや認可申告者に罰則を科す判断を下すことなど各加盟国内での CBAM 規則の実施を担い、欧州委員会と連絡を取り合う各加盟国の窓口となる。

欧州委員会は、2023 年 10 月に始まった移行期間に合わせて、各国からの通知を元に管轄当局の暫定リストを公表し、これを随時更新している<sup>25</sup>。管轄当局には、環境庁、気候変動対策やエネルギー政策を担う省庁、税関当局、財務省内の部署などが指名されている。

#### (5) 移行期間と今後のスケジュール

移行期間は 2023 年 10 月から 2025 年末までで、この期間は対象製品の輸入事業者または間接的通関代理人が、輸入した製品について体化排出量などの情報を記載した「CBAM 報告書」を、加盟国の管轄当局に四半期ごとに提出する。CBAM 規則で定められた認可申告者となるための申請や CBAM 証書の購入などは、この段階では実施しない。<sup>26</sup>

移行期間に向けて 2023 年 8 月 17 日に「CBAM 規則の移行期間の報告義務に関する実施規則」が採択され、同年 9 月 16 日に発効した（実施規則の内容は、後述の「II. 移行期間に関する実施規則の概要」を参照）。

<sup>20</sup> CBAM 規則第 3 条 21 および 22

<sup>21</sup> CBAM 規則第 7 条 1

<sup>22</sup> CBAM 規則付属書 I および II

<sup>23</sup> CBAM 規則前文(19)

<sup>24</sup> CBAM 規則第 11 条

<sup>25</sup> European Commission “Taxation and Customs Union – Carbon Border Adjustment Mechanism – Where to report - Provisional list of National Competent Authorities (NCAs) for the Carbon Border Adjustment Mechanism”, [https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)

<sup>26</sup> CBAM 規則第 32 条および第 35 条

CBAM 規則で明示されている今後のスケジュールを表 2 に示す。

表 2：CBAM の今後のスケジュール

時期	内容
2023 年 10 月 1 日	移行期間の開始。
2024 年 1 月末	1 回目の CBAM 報告書の提出期限。2023 年 10～12 月の四半期分。
2024 年末まで	欧州委員会は報告書を欧州議会と EU 理事会に提出し、対象製品を使用する川下製品のうち CBAM 規則の対象に追加を検討すべき製品を特定する。
2025 年 1 月	輸入事業者による認可申告者の申請と管轄当局による認可を開始
2025 年末まで	欧州委員会は CBAM 規則の適用に関して欧州議会と EU 理事会に報告書を提出し、適用範囲の拡大などの見直しを行う。併せて、CBAM 規則の改正案や影響評価を提示する可能性もある。
2025 年末	移行期間の終了。
2026 年 1 月以降	CBAM 規則の本格適用を開始。
2027 年 5 月末	認可申告者は、1 回目（2026 年分）の CBAM 申告書を管轄当局に提出。
2027 年末まで （以後、2 年ごと）	欧州委員会は、移行期間終了後から 2 年ごとに CBAM の有効性の評価を行う。カーボンリーケージのリスクがあると結論付けた場合、法案を提示する。また CBAM 規則の適用と CBAM の機能性の評価について、欧州議会と EU 理事会に報告書を提出する。
2030 年まで	EU ETS の対象となる全てのセクターに CBAM の適用を目指す。
2034 年	EU ETS の無償割当が全廃され、CBAM に完全に移行する。

（出所）CBAM 規則第 6 条、第 30 条、第 32 条、前文(45)、(57)、(67)および EU ETS 改正指令第 1 条 (13) (b)より作成

### 3. 本格適用後の対象事業者の手続きと義務

#### (1) 認可申告者の申請と認可

##### ① 申請の手続きと提供する情報

EU 域内に設立された輸入事業者は、対象製品を域内に輸入する前に「認可申告者」の申請を、CBAM 登録簿を通じて行う必要がある。間接的通関代理人を指名し、その通関代理人が認可申告者となることに同意している場合、あるいは輸入事業者が域内に設立されていない場合は、間接的通関代理人が認可の申請を行う<sup>27</sup>。

認可申請書に記載する情報と提出する文書は以下の通り<sup>28</sup>。

- 申請事業者の名称、所在地、連絡先
- 申請事業者の EORI（事業者登録識別）番号：EU 域外と輸出入を行う事業者に与えられる番号
- 申請事業者が EU 域内で行う主な経済活動
- 申請事業者が設立されている加盟国の税務当局が、申請事業者が税債務未納による回収命令を受けていないことを証明する文書
- 申請の年に先立つ 5 年間に関税法、税務、市場乱用の防止規制で重大な違反や度重な

<sup>27</sup> CBAM 規則第 5 条 1、2、3

<sup>28</sup> CBAM 規則第 5 条 5

る違反がないことの宣言（経済活動に関連した重大な刑事犯罪がないことも含む）

- 申請事業者の財務と運営能力を証明する情報（管轄当局が求める場合は、直近3会計年度までの損益計算書と貸借対照表など財務情報を確認する文書）
- 申請する暦年と翌暦年にEUに輸入する対象製品の推定の輸入額と輸入量（製品の種別別に記載）
- 申請事業者が代理人を務める者の名称と連絡先（該当する場合）

## ② 管轄当局の認可とCBAM登録簿

申請事業者が設立されている加盟国の管轄当局は、申請書の内容が一定基準に適合していれば認可申告者として認可する。認可の前に、他の加盟国の管轄当局や欧州委員会にも意見を求める手続きがあるが、この手続きは15営業日以内とする。認可申告者の地位は、全ての加盟国で認識される<sup>29</sup>。認可を申請した事業者が、設立から申請の年までに2会計年度を終えていない場合、管轄当局は保証金の支払いを要求する<sup>30</sup>。

認可されるとCBAM口座番号が割り当てられ、これによりCBAM登録簿にアクセスできる<sup>31</sup>。CBAM登録簿は、欧州委員会が構築する電子データベースで、認可申告者の情報のほか、登録された域外の事業者・施設の情報も含まれる。登録簿の情報には、加盟各国の管轄当局と税関当局もアクセスできる<sup>32</sup>。

管轄当局の認可の決定はCBAM登録簿に登録される。この登録の情報には、認可申告者の名称・所在地・連絡先・EORI番号・CBAM口座番号、要求する保証金（該当する場合）、認可申告者のCBAM証書の情報が含まれる<sup>33</sup>。CBAM登録簿で公開される情報は、事業者の名称・所在地・連絡先、登録された域外にある施設の所在地だけだが、公開される情報についても事業者は非公開を選択できる<sup>34</sup>。

なお、認可申告者が提供した情報に変更が生じた場合は、認可申告者はCBAM登録簿を通じて管轄当局に通知する<sup>35</sup>。

## (2) EU域外の事業者・施設の登録

EU域外の事業者も要請すれば、その事業者および事業者の施設に関する情報をCBAM登録簿に登録できる。登録した事業者は、体化排出量の検証に関する情報を認可申告者に開示できる。認可申告者は、対象製品がCBAM登録簿に登録された施設で生産された場合、算出した体化排出量の検証で、この開示された情報を使用できる<sup>36</sup>。

登録は、欧州委員会が登録を事業者に通知した日から5年間有効となる。登録時には、以

---

<sup>29</sup> CBAM規則第17条1

<sup>30</sup> CBAM規則第17条5

<sup>31</sup> CBAM規則第16条

<sup>32</sup> CBAM規則第14条および第16条

<sup>33</sup> CBAM規則第14条2、第17条4

<sup>34</sup> CBAM規則第14条4

<sup>35</sup> CBAM規則第5条7

<sup>36</sup> CBAM規則第10条7

下の情報を提供する必要がある<sup>37</sup>。

- 事業者の名称、所在地、連絡先
- 各施設の所在地と小数点第 6 位までの地理座標（緯度と経度のデータ）
- 施設の主な経済活動

登録した事業者には以下を行うことが求められる<sup>38</sup>。

- 施設で生産される製品の種類別に、CBAM 規則付属書 IV が定める方法に従って算出した体化排出量を決定すること。
- 算出した体化排出量を認定検証者が検証し、検証報告書を発行してもらうこと。
- 検証報告書と体化排出量の算出に必要な情報の記録を、検証実施後から 4 年間保管すること。

### (3) CBAM 申告書の提出

認可申告者は、CBAM 登録簿を使って CBAM 申告書を提出する。提出期限は、前暦年の分を毎年 5 月 31 日までに提出する<sup>39</sup>。CBAM 規則の本格適用後の最初の CBAM 申告書は、2026 年の分について 2027 年 5 月 31 日までに提出する。

CBAM 申告書には以下の情報を含める必要がある<sup>40</sup>。

- 輸入した製品の種類の総量：単位は、電力以外の製品はトン、電力はメガワット時 (MWh)。
- 輸入した製品の体化排出量の総量：単位は、電力以外の製品は各種類の製品 1 トン当たりの CO<sub>2</sub> 換算排出量トン、電力は MWh 当たりの CO<sub>2</sub> 換算排出量トン。体化排出量は CBAM 規則付属書 IV が定める方法で算出し、認定検証者が検証したものであること。
- 体化排出量に対応して納付する CBAM 証書の総数：原産国で支払った炭素価格については控除する。また、EU ETS における排出枠の無償割当相当分を調整する。
- 認定検証者が発行する検証報告書の写し。

### (4) 体化排出量の算出

#### ① 算出方法の概要

##### i) 電力以外の製品の直接体化排出量

対象製品の体化排出量の算出方法は CBAM 規則付属書 IV に記載されているが、電力とその他のセクター（鉄鋼、アルミニウム、水素、セメント、肥料）の製品で異なる。その他のセクターの製品では、体化排出量の算出には以下の 2 つの方法がある<sup>41</sup>。

- 実際の排出量に基づいて算出する。

<sup>37</sup> CBAM 規則第 10 条 1 および 2

<sup>38</sup> CBAM 規則第 10 条 5

<sup>39</sup> CBAM 規則第 6 条 1

<sup>40</sup> CBAM 規則第 6 条 2

<sup>41</sup> CBAM 規則第 7 条 2

- 実際の排出量が適切に算出できない場合に限り、デフォルト（既定）値を使用して算出する。

## ii) 間接体化排出量

前述のように、セメントと肥料は間接体化排出量（生産工程で消費する電力の生産から排出される排出量）も算出しなければならない。この算出には以下の 2 つの方法がある<sup>42</sup>。

- デフォルト値を使用して算出する。
- 一定条件を満たすことを証明できる場合に限り、実際の排出量に基づき算出できる。

## iii) 輸入電力の体化排出量

輸入電力の体化排出量は、原則としてデフォルト値を使用して算出する。ただし一定条件を満たすことを証明できる場合に限り、実際の排出量に基づいて算出できる<sup>43</sup>。

電力に使用するデフォルト値と電力以外の各製品に使用するデフォルト値については、欧州委員会は入手可能な最善のデータに基づいて決めるが、域外国やそのグループから提供された情報を含めて、今後採択する実施法令により定期的に改定する<sup>44</sup>。

また、CBAM 規則付属書 IV で定めている算出方法の各要素の適用についての規定も、欧州委員会が実施法令を今後採択する。こうした要素には、生産工程と投入材料（前駆体）のシステム境界（ライフサイクルのどの部分を対象とするか）の決定、排出係数、実際の排出量に関する施設固有の値とデフォルト値、それらの個々の製品への適用方法などがある<sup>45</sup>。

## ② 基本的な算出方法

### i) 実際の排出量に基づく算出

対象製品（電力を除く）の体化排出量の算出には、以下の計算式が適用される。これにより製品 1 トン当たりの体化排出量（1 トン当たり CO<sub>2</sub> 換算トン）を算出する。計算式の中で間接排出量が必要なのは、セメントと肥料の製品となる。実施法令が規定する投入材料（前駆体）がある製品については、投入材料の体化排出量も必要となる<sup>46</sup>。

<sup>42</sup> CBAM 規則第 7 条 4、付属書 IV ポイント 4.3

<sup>43</sup> CBAM 規則第 7 条 3

<sup>44</sup> CBAM 規則付属書 IV ポイント 4

<sup>45</sup> CBAM 規則第 7 条 7

<sup>46</sup> CBAM 規則付属書 IV ポイント 2 および 3



## 製品の体化排出量の計算式

$$\text{製品の体化排出量} = \frac{\text{直接排出量} + (\text{間接排出量}) + (\text{投入材料の体化排出量})}{\text{製品の活動レベル (生産量)}}$$

- **製品の活動レベル (生産量)**：報告期間に当該施設で生産された製品の量 (トン)
- **直接排出量と間接排出量**：実施法令で定められる生産工程のシステム境界内の排出量で、CO2 換算トンで表される。
- **投入材料の体化排出量**：生産工程で消費した投入材料の体化排出量で、今後採択される実施法令で定められた生産工程のシステム境界に関連してリストに掲載される投入材料のみが対象となる。

## 投入材料の体化排出量の計算式

$$\text{投入材料の体化排出量} = (\text{各投入材料の質量} \times \text{各投入材料の体化排出量}) \text{の総和}$$

- **各投入材料の質量**：生産工程で使用する特定の投入材料の質量。
- **各投入材料の体化排出量**：生産工程で使用する特定の投入材料の体化排出量。投入材料を生産した施設のデータが適切に測定される場合には、その排出量の値を使用する必要がある。

### ii) デフォルト値を使用する算出

電力以外の製品では、実際の排出量を算出できない場合に限りデフォルト値を使用できるが、そのデフォルト値は以下のいずれかとなる<sup>47</sup>。

- 各製品について輸出国ごとに定める平均排出単位 (排出集約度) に基づき、マークアップにより上乘せした値。
- 当該対象製品を生産する EU ETS の施設で最も実績の悪い下位の施設における平均排出単位に基づく値。
- 域外国の特定の地域特性に適合したデータが入手可能で、的を絞ったデフォルト値を決定できる場合は、それに基づく値。

原則として、デフォルト値は輸出国ごとに定める平均排出単位に基づく値となる。マークアップについては、移行期間中に収集する情報を含めて最新で信頼できる情報に基づき、欧州委員会が適切な水準を設定して実施法令を採択する。輸出国の信頼できるデータを使用できない場合には、最も実績の悪い下位の施設における平均排出単位に基づく値となるが、下位の何パーセントの施設とするかは、欧州委員会が実施法令で定める。これも移行期間中に収集する情報を含めて、最新で信頼できる情報に基づいて決めることになる<sup>48</sup>。

地域特性に適合したデータに基づくデフォルト値が使用可能であれば、EU ETS で実績が最も悪い下位の施設の平均排出単位に基づくデフォルト値の使用を回避できる。ただし、地域別のデフォルト値を適用するには、欧州委員会が決定した EU のデフォルト値よりも

<sup>47</sup> CBAM 規則付属書 IV ポイント 4.1 および 7

<sup>48</sup> CBAM 規則付属書 IV ポイント 4.1 および第 7 条 7

低いことを証明する必要がある<sup>49</sup>。

### iii) 電力の体化排出量と間接排出量の算出に使うデフォルト値

電力の体化排出量の算出に使用するデフォルト値は、域外国、域外国グループまたは域外国内の地域の特定のデフォルト値に基づいて決定されるが、このデフォルト値を入手できない場合は代替的なデフォルト値に基づく<sup>50</sup>。

間接排出量の算出に使うデフォルト値は、製品の生産に使用される電力について、以下のいずれかの平均値に基づいて計算した値を決定する<sup>51</sup>。

- EU の電力網の排出係数
- 電力生産国の電力網の排出係数
- 電力生産国の価格設定源の CO<sub>2</sub> 排出係数

欧州委員会は 2025 年 6 月 30 日までに実施法令を採択し、間接排出量に使うデフォルト値の計算に何を使用するかを定める。そのため移行期間中に各製品の生産に使用される電力量、電力の生産国、発電源と排出係数のデータを収集し、最新の信頼できるデータを基に決める<sup>52</sup>。

## ③ 体化排出量の検証

認可申告者は、CBAM 申告書に記載する体化排出量について、認定検証者による検証を受けなければならない。ただし、CBAM 登録簿に登録されている域外の生産施設で生産された製品の体化排出量については、登録事業者が認可申告者に開示する体化排出量の検証に関する情報を使用できる<sup>53</sup>。

検証者は CBAM 規則付属書 VI に示された検証の原則に従って検証を実施し、検証者が発行する検証報告書には、同付属書に列挙された内容を含めなければならない<sup>54</sup>。

## (5) CBAM 証書の扱い

### ① CBAM 証書の購入

CBAM 証書は、体化排出量の CO<sub>2</sub> 換算排出量 1 トン当たりの電子形式による証明書である。各加盟国は、共通の中央プラットフォームにおいて、CBAM 証書を自国内の認可申告者に対して販売する。欧州委員会は、中央プラットフォームを設置・管理する。欧州委員会と加盟国の管轄当局が中央プラットフォームの情報にアクセスできる<sup>55</sup>。

認可申告者は、輸入した対象製品の体化排出量に応じて、加盟国の中央プラットフォームから必要な数の CBAM 証書を購入する。各 CBAM 証書は作成時点で固有の識別番号が割

<sup>49</sup> CBAM 規則付属書 IV ポイント 7

<sup>50</sup> CBAM 規則付属書 IV ポイント 4.2

<sup>51</sup> CBAM 規則付属書 IV ポイント 4.3

<sup>52</sup> CBAM 規則付属書 IV ポイント 4.3

<sup>53</sup> CBAM 規則第 8 条 1 および 2

<sup>54</sup> CBAM 規則付属書 VI

<sup>55</sup> CBAM 規則第 20 条 1 および 2

り当てられ、購入した認可登録者の CBAM 登録簿の口座に識別番号、販売価格、販売日が登録される<sup>56</sup>。

なお、EU 域内で対象製品を生産する施設に対する EU ETS の排出枠の無償割当に対応して、その範囲内で納付する CBAM 証書の数調整することが定められている。調整値の算出は、欧州委員会が実施法令で定めることになっている<sup>57</sup>。

## ② CBAM 証書の価格

CBAM 証書の価格は、EU ETS の排出枠価格に連動させることで、輸入製品に課せられる CBAM 証書の価格が EU 域内で製品が生産された場合に支払う炭素価格を反映するようにしている<sup>58</sup>。

価格設定は、EU ETS における排出枠の価格変動に対応するため、欧州委員会が、排出枠をオークション販売する共通入札プラットフォームの前週の平均終値から計算し、その週の第 1 営業日にウェブサイトで平均価格を公表する。この価格は、公表日の翌営業日から翌週の第 1 営業日まで適用される。なお入札がない週は、直近で入札が行われた週の平均終値を用いる<sup>59</sup>。

## ③ CBAM 証書の納付

認可申告者は毎四半期末までに、CBAM 登録簿に登録した CBAM 証書の数、暦年で年初から輸入した全対象製品の体化排出量（CBAM 規則付属書 IV で定めた方法に従ってデフォルト値を参照して決定した排出量）の 80%以上となるようにしなければならない。認可申告者の口座にある CBAM 証書数が 80%に満たず、義務を果たしていないと欧州委員会が判断した場合、加盟国の管轄当局を通じて認可申告者に通知され、口座に十分な数の CBAM 証書を揃えるよう求められる<sup>60</sup>。

認可申告者は毎年 5 月 31 日までに、体化排出量を検証したうえで、CBAM 申告書に記載した前年 1 年間の体化排出量に相当する数の CBAM 証書を CBAM 登録簿から納付する。これにより、認可申告者の CBAM 登録簿の口座から納付された CBAM 証書が削除される。認可申告者は、事前に必要な数の CBAM 証書が CBAM 登録簿の自分の口座で利用できるか確認しておかなければならない<sup>61</sup>。

## ④ CBAM 証書の買取請求

納付後に CBAM 登録簿の口座に残った CBAM 証書は、買い取ってもらうことができる。認可申告者は、6 月 30 日までに買取請求を提出する必要がある。買取価格は購入時に支払った価格で、前年に購入した CBAM 証書総数の 3 分の 1 が買取数の上限となる<sup>62</sup>。

欧州委員会は毎年 7 月 1 日に、認可申告者が前々年に購入して CBAM 登録簿の口座に残

---

<sup>56</sup> CBAM 規則第 20 条 5

<sup>57</sup> CBAM 規則第 31 条

<sup>58</sup> CBAM 規則前文(23)

<sup>59</sup> CBAM 規則第 21 条

<sup>60</sup> CBAM 規則第 22 条 2 および 3

<sup>61</sup> CBAM 規則第 22 条 1

<sup>62</sup> CBAM 規則第 23 条

したままの CBAM 証書を抹消する。これに対する金銭的な補償はない。ただし、納付する CBAM 証書をめぐり係争中の場合は、係争中の数の範囲で抹消が一時停止される<sup>63</sup>。

## ⑤ 原産国での炭素価格支払い分の控除

認可申告者は、申告する体化排出量のうち原産国ですでに支払われた炭素価格分を控除することで、納付に必要な CBAM 証書の数を削減できる。域外国の GHG 排出量取引制度での排出枠、炭素排出削減制度による課税や課金などが対象になるが、原産国での還付金や補償のうち炭素価格の引き下げにつながるものは差し引かれる<sup>64</sup>。

認可申告者は、炭素価格分の控除について、以下を行うことを求められる<sup>65</sup>。

- 還付金やその他補償に関する証拠とその国の関連法規の参照先を保管する。
- 証明する文書に記載されている情報に対して、認可申告者および原産国の当局から独立した者による認証を受ける。認証した者の名称・連絡先を文書に記載する。
- 炭素価格を実際に支払った証拠を保管する。
- 文書の保管期間は、CBAM 申告書を提出した年の 4 年後の年末まで。

なお欧州委員会は、今後実施法令を採択し、外貨で支払った炭素価格の年間平均為替レートによるユーロへの換算、炭素価格の実際の支払いについて要求する証拠、還付金と補償の例、認証する独立した者の資格と独立性を確認するための条件などを定める<sup>66</sup>。

## ⑥ CBAM 申告書と CBAM 証書数に対する審査

提出した CBAM 申告書の内容に対しては、欧州委員会または加盟国の管轄当局が、提出した年の翌年から 4 年目までに調査をする場合がある。この調査により、申告した納付する CBAM 証書の数が不正確であったと見なした場合、あるいは CBAM 申告書が提出されていない場合は、欧州委員会が納付すべき CBAM 証書の総数について予備的計算を行い、加盟国の管轄当局に提供するとともに、管轄当局も最終的な計算を行う<sup>67</sup>。

そのうえで管轄当局が、納付すべき CBAM 証書の数が不正確だったと結論付ければ、納付すべき数を決定した上で認可申告者に通知し、追加の CBAM 証書を 1 カ月以内に納付するよう要請する<sup>68</sup>。

## (6) 罰則と事業者の迂回行為

### ① 罰則の理由と罰金額

前暦年中に輸入した製品の体化排出量に相当する数の CBAM 証書を 5 月 31 日までに納付しなかった場合には、認可申告者に罰金が科せられる。罰金額は、未納付の CBAM 証書について体化排出量の CO<sub>2</sub> 換算トン当たり 100 ユーロである。これは管轄当局が判断し、

<sup>63</sup> CBAM 規則第 24 条

<sup>64</sup> CBAM 規則第 9 条 1

<sup>65</sup> CBAM 規則第 9 条 2 および 3

<sup>66</sup> CBAM 規則第 9 条 4

<sup>67</sup> CBAM 規則第 19 条 2 および 4

<sup>68</sup> CBAM 規則第 19 条 5

認可申告者に罰則を科す理由と共に罰金額とその支払い期日を通知する。期日までに罰金を払わなかった場合には、管轄当局がその加盟国の国内法に基づいて罰金を徴収する。罰金を支払っても納付分の CBAM 証書の納付義務は免除されない<sup>69</sup>。

認可申告者以外の者が CBAM 規則に違反して、EU 域内に対象製品を持ち込んだ場合も罰金を科せられる。罰金額は、違反した期間や重大性、違反の範囲、意図的な性質の有無、反復性、管轄当局に対する協力の程度に応じて、納付すべきであった CBAM 証書の CO2 換算トン当たりで 100 ユーロの 3～5 倍が科せられる<sup>70</sup>。

## ② 迂回行為への対処

迂回行為とは、CBAM 規則に定められた義務の一部または全てを回避すること以外に、実施する正当な理由や経済的な正当性が十分でない、慣行やプロセス、作業による製品の貿易パターンの変更を指す。具体例として CBAM 規則では、対象製品でない（CBAM 規則付属書 I に記載されていない）CN コードに分類されるように製品をわずかに変更すること、CBAM 規則の適用除外となる小さな貨物に意図的に分割することを挙げている<sup>71</sup>。

こうした迂回行為については、欧州委員会が EU レベルで監視するほか、市民団体からの報告、迂回行為の影響を受けた者からの通知、迂回行為の証拠を発見した環境団体など非政府組織からの通知などにより、欧州委員会が必要と判断すれば調査を行う。調査は通知を受けてから 9 カ月以内に終了する。そのうえで対象製品でない CN コードに分類されるように製品をわずかに変更する迂回行為が常習的に発生していると考えられる十分な理由があれば、当該製品を対象製品に加えるため、欧州委員会は CBAM 規則付属書 I を改正する委任法令を採択できる<sup>72</sup>。

## II. 移行期間に関する実施規則の概要

移行期間の 2023 年 10 月から 2025 年末までは、輸入した製品の内容やその体化排出量などの情報を記載した「CBAM 報告書」を各加盟国の管轄当局に提出する報告義務だけが、対象製品の輸入事業者または間接的通関代理人に課せられる。

欧州委員会は移行期間に向けて 2023 年 8 月、「CBAM 規則の移行期間の報告義務に関する実施規則」<sup>73</sup>を採択したのに合わせて、輸入事業者用の CBAM 実施ガイダンスと EU 域外の工場など施設の事業者用の CBAM 実施ガイダンスを公表した。このガイダンスは、移行期間の開始後に適宜改定されている<sup>74</sup>。

<sup>69</sup> CBAM 規則第 26 条 1、3、4、5

<sup>70</sup> CBAM 規則第 26 条 2

<sup>71</sup> CBAM 規則第 27 条 2

<sup>72</sup> CBAM 規則第 27 条 3、4、5、6

<sup>73</sup> Commission Implementing Regulation (EU) 2023/1773 of 17 August 2023 laying down the rules for the application of Regulation (EU) 2023/956 of the European Parliament and of the Council as regards reporting obligations for the purposes of the carbon border adjustment mechanism during the transitional period (以下、脚注では「実施規則」と表記)

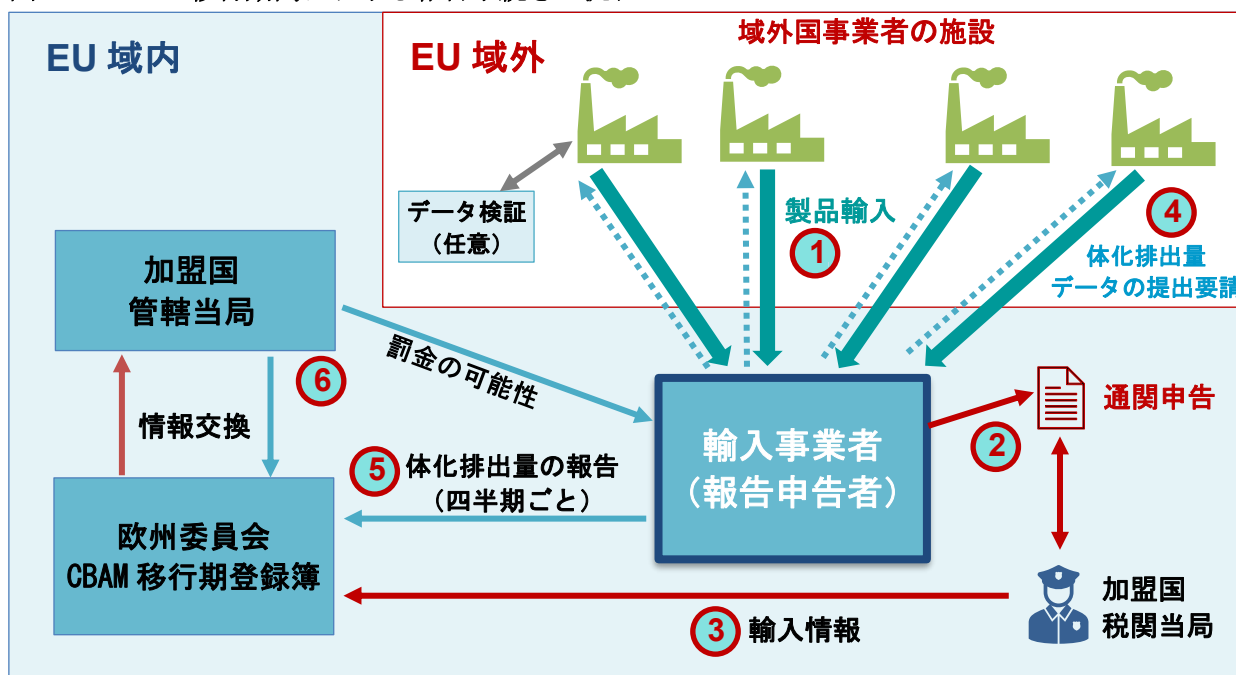
[https://eur-lex.europa.eu/eli/reg\\_impl/2023/1773/oj](https://eur-lex.europa.eu/eli/reg_impl/2023/1773/oj)

<sup>74</sup> ガイダンスの最新版は、欧州委員会のウェブサイト「Taxation and Customs Union – Carbon Border Adjustment Mechanism」([https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en#guidance](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en#guidance)) の Guidance 欄で入手可能。

移行期間は利害関係者（輸入事業者、生産者、当局）にとっては学習期間に当たり、当初は体化排出量の報告に欧州委員会が公表するデフォルト値を利用できる点やモニタリング、報告、検証で原産国のルールを利用できる点など柔軟性を持たせている。欧州委員会の目的は、2026年1月から始まるCBAM規則の本格適用に向けて運用方法を調整するため、体化排出量に関する有用な情報を収集することにある<sup>75</sup>。

以降では移行期間における報告義務と手続、CBAM報告書の作成等について解説するが、以下図1に移行期間における報告手続きの流れの全体像を示しておく。

図1：CBAM移行期間における報告手続きの流れ



1. 輸入事業者（報告申告者）がCBAM対象製品を域外国の施設から輸入
2. 通常の通関手続き
3. 輸入情報が税関当局（または使用されているITシステム）から欧州委員会のCBAM移行期登録簿に通知される。この情報は四半期ごとのCBAM報告書の完全性・正確性のチェックに使用される。
4. 報告申告者は当該輸入製品の体化排出量に関するデータ提供を事業者に要請（間接的通関代理人が対象製品を生産した施設の事業者に要請する場合もあり）。事業者は要請されたデータを送信（可能な場合、欧州委員会が提供するテンプレートを使用）。移行期間中は外部の検証者によるデータ検証は任意。
5. 報告申告者はCBAM移行期登録簿に四半期ごとのCBAM報告書を提出
6. 欧州委員会と加盟国のCBAM管轄当局の情報交換。欧州委員会は輸入情報を基に管轄当局にCBAM報告書を提出する予定の報告申告者を通知。提出されたレポートのスポットチェックを実施することもある。欧州委員会は輸入情報に関する完全性をチェックし、不備が判明した場合は管轄当局に通知。管轄当局は輸入事業者に連絡して不備修正や未提出のCBAM報告書の提出を要請。不備修正が行われない場合は罰金が科される可能性がある。

（出所） European Commission, “Guidance document on CBAM implementation for installation operators outside the EU” 21 November 2023

ガイダンスの最新版は、欧州委員会のウェブサイト「Taxation and Customs Union – Carbon Border Adjustment Mechanism」 ([https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)) の Guidance 欄で入手可能。

## 1. 報告義務と手続き

### (1) 報告義務の対象者と対象範囲

移行期間において報告の対象となる製品とその GHG、および対象となる原産国は CBAM 規則と同じである。対象製品はセメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム、電力のセクターと水素で、CBAM 規則付属書 I に記載された製品となる（表 1 を参照）。

CBAM 報告書を四半期ごとに提出する義務を果たす「報告申告者 (reporting declarant)」は、対象製品の税関申告書を提出している輸入事業者となる。ただし、税関申告書を提出している間接的通関代理人が報告義務に同意している場合、または輸入事業者が域外に設立されている場合は、この間接的通関代理人が報告の義務を負う<sup>76</sup>。

移行期間では本格適用とは異なり、管轄当局に認可申告者として認可を取得する必要はない。移行期間中は、税関当局が税関申告者（輸入事業者または間接的通関代理人）に対して、対象製品の輸入時に報告義務があることを通知する<sup>77</sup>。

### (2) CBAM 移行期登録簿

移行期間中に報告申告者が CBAM 報告書を提出し、欧州委員会が CBAM 報告書を評価して情報を収集するため「CBAM 移行期登録簿 (CBAM Transitional Registry)」が設けられている。これは CBAM 報告書の提出のほか、報告申告者と欧州委員会、管轄当局の間の連絡・情報交換にも使われる。報告申告者が管轄当局から通知を受け取るのも CBAM 移行期登録簿を通すことになる<sup>78</sup>。CBAM 移行期登録簿は、CBAM の本格運用時に設けられる CBAM 登録簿の基盤となるものである<sup>79</sup>。報告義務のある輸入事業者は、CBAM 移行期登録簿に最初にアクセスする前に、拠点を持つ加盟国の管轄当局に申請する<sup>80</sup>。

CBAM 移行期登録簿には、CBAM トレーダーポータルのほか CBAM 管轄機関ポータルなどがあり、管轄機関ポータルは各国の管轄当局用と欧州委員会用の 2 つに分かれている<sup>81</sup>。報告申告者が利用できるのは CBAM 移行期登録簿のトレーダーポータル（報告申告者ポータル）で、これにはインターネットからアクセスする<sup>82</sup>。報告申告者は、CBAM 移行期登録簿に域外施設の情報や後で利用するための体化排出量の情報を保管できる。

欧州委員会は移行期間の開始に合わせて、報告申告者向けに CBAM 移行期登録簿の利用マニュアルを公表した<sup>83</sup>。これはログイン方法や登録の仕方、CBAM 報告書を提出するた

<sup>76</sup> 実施規則第 2 条

<sup>77</sup> European Commission “Carbon Adjustment Mechanism (CBAM) - Questions and Answers” 28 Nov 2023 (p.11 Who is responsible for the reporting)

Q&A の最新版は、欧州委員会のウェブサイト「Taxation and Customs Union – Carbon Border Adjustment Mechanism」([https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)) の Guidance 欄で入手可能。

<sup>78</sup> 実施規則第 22 条

<sup>79</sup> 実施規則前文(14)

<sup>80</sup> 欧州委員会のウェブサイト「Taxation and Customs Union – Carbon Border Adjustment Mechanism」([https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)) の「Where to report」

<sup>81</sup> 実施規則第 19 条

<sup>82</sup> 実施規則第 22 条、CBAM 移行期登録簿のトレーダーポータル（報告申告者ポータル）のログイン画面：<https://cbam.ec.europa.eu/declarant>

<sup>83</sup> Application User Manual CBAM Declarant Portal (Transitional CBAM Registry user

めの各項目の入力方法などの詳細を図解入りで説明している。

### (3) CBAM 報告書の内容と提出

#### ① CBAM 報告書の主な記載事項

報告申告者は四半期ごとに、域外の施設の事業者から得たデータに基づき、輸入した対象製品について表 3 に示した情報を CBAM 報告書で提供しなければならない<sup>84</sup>。

表 3：移行期間の CBAM 報告書の主な記載事項

<b>製品の総量と種類</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 輸入した製品の数量：単位は電力がメガワット時 (MWh)、電力以外の製品はトン</li> <li>• CN コードで特定される製品の種類</li> </ul>
<b>体化排出量（実施規則付属書 I に詳細を記載）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品の生産国</li> <li>• 製品を生産した施設：場所を特定するデータとして、国連貿易・輸送場所 (UN/LOCODE) コード、施設の事業者の名称、施設の所在地の英語表記、施設の主要排出源の地理的座標</li> <li>• 実施規則付属書 II で定義される「使用する生産ルート」(製品の生産に使う技術を反映したもの)、直接排出量を決定するために選択した生産ルートを特定するパラメータに関する情報 (実施規則付属書 IV で定義)</li> <li>• 製品の体化排出量：生産工程の直接排出量を製品 1 トン当たりの CO<sub>2</sub> 換算トンで表す</li> <li>• 実施規則付属書 IV が規定する製品ごとに特有のパラメータに関する報告要件</li> <li>• 輸入電力の場合：MWh 当たり CO<sub>2</sub> 換算トンで表わした電力で使われた排出係数、および電力の排出係数を決定するために使用したデータソースか方法</li> <li>• 鉄鋼製品の場合：原材料の特定のバッチが生産された製鉄所の識別番号 (判明している場合)</li> </ul>
<b>間接排出量（実施規則付属書 I に詳細を記載）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品 1 トン当たりの生産工程の電力消費量 (MWh)</li> <li>• 実際の排出量を報告するか、デフォルト値を報告するかを明記</li> <li>• 消費した電力に対応する排出係数</li> <li>• 間接排出量：生産工程に帰属する間接排出量を CO<sub>2</sub> 換算トンで表す</li> </ul>
<b>体化排出量に対する原産国で支払う炭素価格（還付金やその他補償を考慮）</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• CN コードで示される製品の種類</li> <li>• 炭素価格の種類</li> <li>• 炭素価格の発生国</li> <li>• 発生国で利用可能な還付金または炭素価格の引き下げにつながるその他補償</li> <li>• 支払うべき炭素価格、炭素価格の制度および補償につながりうるメカニズムの説明</li> <li>• 炭素価格、還付金、その他補償を規定する法規の条項</li> <li>• 体化排出量：対象となる直接体化排出量と間接体化排出量</li> <li>• 排出枠取引の無償割当を含めた還付やその他の補償の対象となる排出量</li> </ul>

(出所) CBAM 実施規則第 3 条および第 7 条より作成

manual for Declarants)マニュアルの最新版は、欧州委員会のウェブサイト「Taxation and Customs Union – Carbon Border Adjustment Mechanism」([https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)) の Where to report 欄で入手可能。

<sup>84</sup> 実施規則第 3 条 1、2、3 および第 7 条 1



表 3 に示した体化排出量の報告事項の中で、排出量のデータを決定するルールが実施規則付属書 III に示したものと異なる場合は、体化排出量を決めるために用いたルールの根拠に関して、追加情報を提供する必要がある。なお、そのルールは、システム境界、生産工程、排出係数、算出と報告に使用したその他の方法を含めて、排出量のデータの範囲と精度が、実施規則付属書 III に定めたものと同程度でなければならない<sup>85</sup>。

## ② CBAM 報告書の提出

### i) 提出時期と提出先

四半期ごとに、各四半期の終了後 1 カ月以内に CBAM 移行期登録簿を通じて提出する<sup>86</sup>。1 回目の CBAM 報告書は 2023 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの分を 2024 年 1 月末までに提出し、移行期間で最後の CBAM 報告書は 2025 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの分を 2026 年 1 月末までに提出することになる。CBAM 報告書を提出すると、固有の CBAM 報告書 ID が割り当てられる<sup>87</sup>。

### ii) 提出後の修正・訂正

提出した CBAM 報告書は、対象となる四半期の終了後 2 カ月以内であれば修正することができる。ただし、1 回目（2024 年 1 月末提出）と 2 回目（2024 年 4 月末提出）の CBAM 報告書については、3 回目の提出期限（2024 年 7 月末）まで修正することができる<sup>88</sup>。

また、正当な理由があれば再提出が認められる。管轄当局が報告申告者の要請を評価したうえで適切と判断すれば、CBAM 報告書の対象となる四半期の終了後 2 カ月（1 回目と 2 回目は 2024 年 7 月末）が過ぎても、CBAM 報告書の対象となる四半期の終了後 1 年以内であれば再提出するか修正することができる。管轄当局が再提出や修正を承認した場合、承認から 1 カ月以内に再提出・修正することが必要となる。ただし、係争中の CBAM 報告書の修正はできない<sup>89</sup>。

## (4) 体化排出量の算出

### ① 算出方法の原則

体化排出量のうち直接排出量は、排出源である生産国の施設における排出量のモニタリングにより、以下のいずれかの算出方法で決定する<sup>90</sup>。

- 計算ベースの方法：測定システムによって得られた活動量のデータ、実験室の分析または標準値から得られた計算に入れるべき要素に基づいて、排出量を決定する。
- 測定ベースの方法：排出ガス中の GHG の濃度と排出ガスの流量を連続的に測定することで、排出量を決定する。

<sup>85</sup> 実施規則第 3 条 4

<sup>86</sup> 実施規則第 8 条 1

<sup>87</sup> 実施規則第 8 条 5

<sup>88</sup> 実施規則第 9 条 1 および 2

<sup>89</sup> 実施規則第 9 条 3 および 5

<sup>90</sup> 実施規則第 4 条 1

ただし、投入材料の体化排出量の算出が必要となる製品の体化排出量の最大 20%については、施設の事業者により入手可能な推定値（デフォルト値を含む）に基づいて報告できる<sup>91</sup>。これは域外の小規模事業者に柔軟性を与えるためで、鉄鋼やアルミニウムの川下製品の最終生産工程などでの体化排出量の算出において利用されることが想定されている<sup>92</sup>。

なお移行期間中は、CBAM 規則で間接排出量が対象となっていない製品（鉄鋼、アルミニウム、水素）についても直接排出量と間接排出量の両方の報告が必要となる。また移行期間では、算出した体化排出量について、CBAM 規則で定められている外部の検証者による検証は必要ない<sup>93</sup>。

## ② 2024 年末までの適用除外

移行期間の最初の 1 年間は、実施規則で定める上記の EU 指定の方式以外の代替的な方法による算出も認められている。また 2024 年 7 月末までは、さらに柔軟な措置が取られている。

### 2024 年 12 月 31 日まで

以下の 3 つの方法のいずれかを選択して報告できる。ただし EU 指定の方式と比べて、排出データの対象範囲と精度が同程度であることが条件となる<sup>94</sup>。

- 施設が位置する地域の炭素価格制度に基づく方法。
- 施設が位置する強制的な排出モニタリング制度に基づく方法。
- 施設で採用する排出モニタリング制度で、認定検証者による検証が行われるものに基づく方法。

### 2024 年 7 月 31 日まで

上記のいずれの方法でも算出できない場合は、移行期間中に欧州委員会が公表するデフォルト値の利用など他の方法に基づいて算出できる。ただし CBAM 報告書の中で、利用した値の設定で従った方法を示す必要がある<sup>95</sup>。なお、欧州委員会は 2023 年 12 月に、移行期間中におけるデフォルト値を発表した<sup>96</sup>。

---

<sup>91</sup> 実施規則第 5 条

<sup>92</sup> 実施規則前文(10)

<sup>93</sup> European Commission “Carbon Adjustment Mechanism (CBAM) - Questions and Answers” 28 Nov 2023 (p.14 Which embedded emissions need to be reported by each CBAM sector? および p.14 Are there verification obligations during the transitional period?) Q&A の最新版は、欧州委員会のウェブサイト「Taxation and Customs Union – Carbon Border Adjustment Mechanism」([https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)) の Guidance 欄で入手可能。

<sup>94</sup> 実施規則第 4 条 2

<sup>95</sup> 実施規則第 4 条 3

<sup>96</sup> Default Values for the Transitional Period of the CBAM between 1 October 2023 and 31 December 2025. 欧州委員会のウェブサイト「Taxation and Customs Union – Carbon Border Adjustment Mechanism」([https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)) で入手可能。

## 2025年1月1日以降

算出方法の適用除外は2024年12月31日で終了し、実施規則に定められたEU指定の方式だけが認められる。

### **(5) 再輸出加工時の扱い**

再輸出加工手続きの下で輸入した対象製品を、同一製品または加工した製品としてEU域内に流通させる場合、通関手続きを行った四半期の翌四半期のCBAM報告書で、以下の情報を提出する必要がある<sup>97</sup>。

- 再輸出加工手続き後に域内に流通させた対象製品の数量とこれに対応する体化排出量：体化排出量は輸入された対象製品の体化排出量の合計。
- 製品の原産国と生産された施設（いずれも判明している場合）。
- 再輸出加工手続きの下で輸入し、加工して域内に流通させた対象製品の数量、およびその加工製品を生産するのに使われた対象製品の体化排出量。
- 再輸出加工手続きの下で加工した対象製品が域内に流通したとみなされる場合においては、体化排出量は1つ以上の加工処理に使用された対象製品の体化排出量の合計に、加工製品を得るための製品の輸入量に対する加工製品の生産量の割合を乗ずること で算出する。

### **(6) CBAM 報告書に対する当局の評価と罰則**

#### **① CBAM 報告書の評価と訂正手続き**

欧州委員会は、移行期間中および最後の報告書の提出期限から3カ月以内（2026年4月末まで）の期間において、報告申告書の報告義務の順守状況を評価するため、CBAM 移行期登録簿の情報を利用してCBAM 報告書を確認することがある。提出義務を順守していないと考える場合やCBAM 報告書が不完全か不正確な場合には、その評価を報告申告者の加盟国の管轄当局に伝え、管轄当局は欧州委員会の評価を基に3カ月以内に評価を行う。管轄当局が訂正手続きを開始する場合は、報告申告者に通知し追加情報を求める<sup>98</sup>。

CBAM 報告書が不完全と見なされるのは、CBAM 報告書が実施規則付属書Iに列挙された報告事項に従っていない場合、また、CBAM 報告書が不正確と見なされるのは、以下に該当する場合となる<sup>99</sup>。

- CBAM 報告書のデータや情報が実施規則（付属書IIIを含む）に定められた報告義務や体化排出量の算出方法の要求事項に適合していない。
- 不正なデータや情報を提出している。
- 実施規則付属書IIIに記載している報告のルール以外のルールの使用について、適切な根拠を示していない。

#### **② 罰則の理由と罰金額**

<sup>97</sup> 実施規則第6条1、2、3

<sup>98</sup> 実施規則第11条、第12条、第14条

<sup>99</sup> 実施規則第13条

報告申告者が CBAM 報告書の提出義務を順守するために必要な措置を取らなかった場合、または CBAM 報告書が不完全か不正確なために管轄当局が訂正手続きを開始したものの、報告申告者が必要な対応を取らなかった場合、罰則が科せられる<sup>100</sup>。

罰金の金額は、未報告の体化排出量 1 トン当たり 10～50 ユーロ。この金額は、消費者物価指数に応じて増加する。管轄当局が、罰金額を決める際には、欧州委員会が公表するデフォルト値を基に未報告の体化排出量を算出した上で、以下の点を考慮する<sup>101</sup>。

- 未報告の情報の範囲
- 未報告の輸入貨物の総量とそれに対応する未報告の排出量
- 情報提供の要請や CBAM 報告書の訂正に対する報告申告者の対応
- 報告申告者の故意または過失
- 報告義務の順守に関する報告申告者の過去の行動
- 違反を是正するための報告申告者の協力の程度
- 報告申告者が今後の再発に向けた予防措置を自発的に講じたかどうか

なお、不完全または不正確な CBAM 報告書が 2 回以上連続して提出された場合、または報告を怠った期間が 6 カ月を超えた場合は、より高い罰金が科せられる<sup>102</sup>。

## 2. CBAM 報告書の作成

### (1) CBAM 報告書の記載内容

CBAM 報告書の構成と記載項目の詳細は、実施規則付属書 I に列挙されている。この項目を CBAM 移行期登録簿に入力して CBAM 報告書として提出する。

CBAM 報告書は以下の 3 つで構成されている<sup>103</sup>。

- 一般情報欄：CBAM 報告申告者の基本的情報と報告期間（該当する四半期）など。
- 輸入した対象製品の欄：該当する四半期中に輸入した対象製品の CN コードや輸入量、原産国、輸入地域などを CN コードごとに集計して報告。
- 対象製品の排出量の欄：CBAM 報告書の各対象製品の生産工程における CO<sub>2</sub> 排出量と適格な排出パラメータに関するデータとそれを裏付ける文書を、施設ごと、生産方法ごとに報告。

CBAM 移行期登録簿に入力する CBAM 報告書の記載事項を表 4 に示す。この各記載事項内の詳細な項目など、さらに詳しい記載事項は実施規則付属書 I の表 (Table) 2 に記載

---

<sup>100</sup> 実施規則第 16 条 1

<sup>101</sup> 実施規則第 16 条 2 および 3

<sup>102</sup> 実施規則第 16 条 4

<sup>103</sup> 報告申告者向け CBAM 移行期登録簿利用マニュアル

Application User Manual CBAM Declarant Portal (Transitional CBAM Registry user manual for Declarants) 4.4 Report structure & navigation

マニュアルの最新版は、欧州委員会のウェブサイト「Taxation and Customs Union – Carbon Border Adjustment Mechanism」([https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism\\_en](https://taxation-customs.ec.europa.eu/carbon-border-adjustment-mechanism_en)) の Where to report 欄で入手可能。

されている<sup>104</sup>。

表 4：CBAM 報告書の記載項目

一般情報	輸入した対象製品	対象製品の排出量
報告書提出日	製品番号	排出量シーケンス番号
ドラフト報告書 ID	代理人	生産国
報告書 ID	所在地	施設の事業者名
報告期間	輸入事業者	所在地
年	所在地	連絡先
報告申告者	製品コード	施設
所在地	HS コードの上 6 桁	所在地
代理人	CN コード	生産した製品
所在地	製品の詳細	施設の排出量
輸入事業者	原産国	直接体化排出量
所在地	通関手続きごとの輸入量	間接体化排出量
管轄当局	手続き	生産方法と適格なパラメータ
署名	再輸出加工手続きの情報	直接排出量の適格なパラメータ
報告書の確認	輸入地域	間接排出量の適格なパラメータ
適用する報告方法の種類	手続きごとの製品の量	排出量決定に対する裏付け文書
備考	再輸出加工手続きの製品量	添付文書
	製品に関する特記事項	支払った炭素価格
	手続きごとの製品の量	炭素価格支払いの対象の製品
	輸入製品の総排出量	支払い対象の製品の量
	製品に対する裏付け文書	備考
	添付文書	
	備考	

注：輸入事業者と代理人は同一かどうかで記載事項が異なる。

(出所) CBAM 実施規則付属書 I 表 1 および報告申告者向け CBAM 移行期登録簿利用マニュアル (4.4 Report Structure & Navigation)

## (2) 排出量のモニタリングと算出

### ① 製品の生産ルートとシステム境界

CBAM 報告書で対象製品の排出量に関する各項目を記載するため、製品の生産施設や生産工程の排出量を決定し、体化排出量を算出するのに必要なデータを入手して計測するモニタリングの方法が、実施規則付属書 II と付属書 III に定められている。

実施規則付属書 II では、対象製品を製品分類にまとめ、この製品分類別にモニタリングの対象となる生産工程と生産ルート（生産工程で使われる特定の技術や方法）、投入材料（前駆体）を定めている。例えば、鉄鋼製品の製品分類は、「焼結鉄鉱」「銑鉄」「フェロマンガ」「フェロクロム」「フェロニッケル」「直接還元鉄（DRI）」「粗鋼」「鉄鋼製品」の 8 分類に、アルミニウムでは、「アルミニウムの塊」「アルミニウム製品の 2 分類にまとめられている。

製品分類ごとに定められているモニタリングの対象となる生産工程と生産ルート、投入

<sup>104</sup> 実施規則付属書 I 表 2

材料の例として、鉄鋼製品とアルミニウム製品の製品分類の規定を表 5 に示す。

表 5：鉄鋼製品とアルミニウム製品のモニタリングの対象

■鉄鋼製品
特別規定
<p>適用される生産工程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム境界は、銑鉄または DRI、粗鋼、半製品から最終鉄鋼製品まで一貫生産の製鉄所での全工程を 1 つの工程としてカバーする。</li> <li>システム境界は、粗鋼、半製品、最終鉄鋼製品の生産をカバーする。</li> <li>システム境界は、粗鋼、半製品、または他の施設から受け取るか同じ施設内の別の生産工程で生産した最終鉄鋼製品から始まる、最終鉄鋼製品の生産をカバーする。</li> </ul> <p>以下の生産工程は鉄鋼製品の生産工程の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各製品分類で要求されている銑鉄、DRI または粗鋼の個別の生産工程ではカバーしておらず、事業所で適用している生産工程で、製品分類「鉄鋼製品」の製品を生産するための全生産工程。</li> <li>再加熱、再溶解、鋳造、熱間圧延、鍛造、酸洗、焼純、メッキ、塗装、亜鉛メッキ、伸線加工、切断、溶接、仕上げ、その他。</li> </ul> <p>製品が質量 5% を超えるその他の材料を含む場合、鉄鋼の質量のみを生産した製品の質量として報告する。</p>
生産ルート
<ul style="list-style-type: none"> <li>直接排出量のモニタリングに含めるもの 施設の生産工程に関連する燃料の燃焼から排出される全ての CO<sub>2</sub> 排出、および燃焼ガスの処理からのプロセス排出。生産工程には再加熱、再溶解、鋳造、熱間圧延、鍛造、酸洗、焼純、メッキ、塗装、亜鉛メッキ、伸線加工、切断、溶接、仕上げなどを含む。</li> <li>関連する前駆体（投入材料）：いずれも生産工程で使用される場合 粗鋼、銑鉄、DRI、フェロマンガ、フェロクロム、フェロニッケル、鉄鋼製品</li> </ul>
■アルミニウム製品
特別規定
<p>適用される生産工程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム境界は、アルミニウムの塊から半製品、アルミニウム製品のアルミニウム一貫工場の全工程を 1 つの工程としてカバーする。</li> <li>システム境界は、半製品、または他の施設から受け取るか同じ施設内の別の生産工程で生産したアルミニウム製品から始まる、アルミニウム製品の生産をカバーする。</li> </ul> <p>以下の生産工程はアルミニウム製品の生産工程の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アルミニウムの塊の製品分類で要求される個別の生産工程ではカバーしておらず、事業所で適用している生産工程で、製品分類「アルミニウム製品」の製品を生産するための全生産工程。</li> <li>施設で適用されるアルミニウムの塊から始まる全生産工程。再加熱、再溶解、鋳造、圧延、押出、鍛造、塗装、亜鉛メッキ、伸線加工、切断、溶接、仕上げ、その他を含む。</li> </ul> <p>製品が、質量 5% を超える合金元素を含む場合、製品の体化排出量は、合金元素の質量を一次精錬からのアルミニウムの塊として計算する。製品が質量 5% を超えるその他の材料を含む場合、アルミニウムの質量のみを生産した製品の質量として報告する。</p>
生産ルート
<ul style="list-style-type: none"> <li>直接排出量のモニタリングに含めるもの アルミニウム製品の成型工程の燃料消費および燃焼ガスの浄化からの全ての CO<sub>2</sub> 排出。</li> </ul>

- 関連する前駆体（投入材料）：いずれも生産工程で使用される場合
  - アルミニウムの塊（データがあれば、一次アルミニウムと二次アルミニウムを別々に扱う）
  - アルミニウム製品

（出所）CBAM 実施規則付属書 II ポイント 3.16（鉄鋼製品）および 3.18（アルミニウム製品）より作成

## ② 排出量データを決定するための原則

モニタリングの方法に関しては、実施規則付属書 III が、施設レベルの直接排出量、測定可能な熱のヒートフロー、間接排出量を含めた電力の排出量、投入材料（前駆体）について詳細に規定している。こうした規定に従って、対象製品の体化排出量を決定するために、以下を実施する<sup>105</sup>。

- 製品分類別の生産ルートを用いて、施設で生産する製品の生産工程を特定する。
- 施設レベルで、製品の直接排出量をモニタリングする。
- 測定可能な熱の施設への取り込み、施設での生産・消費、施設からの取り出しの場合、正味のヒートフローと熱の生産による排出量をモニタリングする。
- 製品に含まれる間接排出量をモニタリングするため、生産工程の消費電力をモニタリングする。施設内または技術的に直接つながりのある排出源により電力を生産する場合、その排出量をモニタリングして電力の排出係数を決める。施設が電力網から電力供給を受ける場合、電力の排出係数を規定に従って決める。生産工程間で移動する電力量または施設から取り出す電力量もモニタリングする。
- 熱の生産・消費、電力の生産・消費、廃ガスに伴う施設の直接排出量は、規定に従って製品の生産工程に帰属させる。この排出量を使って、製品の直接・間接の体化排出量を算出する。
- 製品分類に投入材料が定められている場合、規定に従って投入材料の体化排出量を決定し、製品の体化排出量に加える。投入材料の製品分類に別の投入材料が定められている場合、同様の方法で後者の投入材料の体化排出量を決定し、前者の投入材料の体化排出量に加える。
- モニタリングは、生産工程における短時間の変動やデータの欠落による例外的なデータを回避できる報告期間を対象とする。通常の報告期間は暦年である。ただし、施設にモニタリング・報告・検証制度における順守義務が課されている場合はその制度における報告期間を、事業者の会計年度を使用した方が暦年を利用するよりデータ品質が高くなる場合はその会計年度を、それぞれ使用することができる。
- 実際のデータを適切に決定できない場合で、かつデータの欠落を埋める他の方法を利用できない場合は、移行期間中に欧州委員会が公表するデフォルト値の利用など他の方法に基づいて算出する（「II. 1. (4) 体化排出量の算出」を参照）。
- 施設の境界外で発生する排出量については、投入物（電力、熱、投入材料など）の供給者から最新の報告期間で入手できるデータを使用する。
- 排出量のデータは CO<sub>2</sub> 換算トン、直接・間接の体化排出量は製品 1 トン当たり CO<sub>2</sub> 換算トンで表す。小数点以下は切り上げる。

<sup>105</sup> 実施規則付属書 III セクション A.1

またモニタリングでは、対象製品の体化排出量を決定するために、以下のデータを網羅する必要がある<sup>106</sup>。

- 施設レベルの直接排出量には、燃焼排出量とプロセス排出量が含まれる。
- 直接体化排出量には生産工程に帰属する排出量を含み、この排出量は施設レベルの直接排出量、ヒートフローに関する排出量、生産工程のシステム境界間の物質の流れに関する排出量（廃ガスを含む）に基づく。直接体化排出量には、投入材料の直接体化排出量も含まれる。
- 施設レベルの間接排出量は、施設内での電力消費に関連する排出量を対象とする。
- 間接体化排出量には、施設内で生産される製品の間接排出量と投入材料の間接体化排出量を含める。

なお、施設レベルの直接排出量のモニタリングに使う標準排出係数について、各種の燃料とバイオマスの燃焼の排出係数、炭酸塩分解やその他のプロセス材料からのプロセス排出の排出係数が実施規則付属書 VIII に列挙されている<sup>107</sup>。

### ③ 生産工程の帰属排出量と製品の体化排出量の算出方法

モニタリングで得たデータから生産工程に帰属する排出量を算出し、製品の体化排出量を求める算出方法を以下に示す。（CBAM 規則での算出方法の規定は「I. 3. (4) 体化排出量の算出」を参照）。

---

<sup>106</sup> 実施規則付属書 III セクション A.2-1

<sup>107</sup> 実施規則付属書 VIII



i) 生産工程の帰属直接排出量と製品の体化排出量の算出<sup>108</sup>

**生産工程の帰属直接排出量**

- = 生産工程からの直接排出量
- + 生産工程に取り込んだ測定可能な熱量に相当する排出量
- 生産工程から取り出した測定可能な熱量に相当する排出量
- + 他の生産工程から取り込んだ廃ガスを消費する生産工程の直接排出量
- 生産工程から取り出した廃ガス量に相当する排出量
- 生産工程の境界内の発電量に相当する排出量

**生産工程の帰属間接排出量 = 生産工程の境界内の消費電力に相当する排出量**

- **生産工程からの直接排出量**：測定可能な熱のうち、生産工程外で消費するか複数の生産工程で使用する熱を生産するため燃料を消費した場合は、その排出量をここに含めず、「生産工程に取り込んだ計測可能な熱量に相当する排出量」に含める。また、同一生産工程内で生産されて完全に消費した廃ガスによる排出量や、廃ガスの消費場所に関係なく生産工程から取り出された廃ガスの燃焼による排出量は、ここに含める。ただし、「生産工程から取り出した廃ガス量に相当する排出量」を算出する必要がある。
- **投入材料を伴わない製品の体化排出量**：製品の直接体化排出量と間接体化排出量（製品の1トン当たりCO<sub>2</sub>換算トン）の算出は、それぞれの帰属排出量（CO<sub>2</sub>換算トン）を製品の活動レベル（製品生産量=トン）で除する。
- **取り込んだ熱の排出量**：他の施設から取り込み、同一施設内の他の生産工程、施設の中央発電施設など他の生産工程に供給する技術ユニットからの熱を含む。計算式は次の通り。

**生産工程に取り込んだ熱量に相当する排出量**

$$= \text{生産工程に取り込んで消費した純熱量 (テラ・ジュール)} \\ \times \text{測定可能な熱の生産の排出係数 (CO}_2\text{ トン/テラ・ジュール)}$$

- **取り出した熱の排出量**：実際に判明している燃料構成の排出量を使用するか、実際の燃料構成が不明な場合は、ボイラーの効率を90%と仮定し、該当する国や産業部門で最も一般的に使用されている燃料の標準排出係数を使用する。電気駆動プロセスや硝酸の生産からの回収熱は算入しない。
- **取り込んだ廃ガスの直接排出量**：計算式は以下の通り。

**他の生産工程から取り込んだ廃ガスを生産工程で消費した直接排出量**

$$= \text{取り込んだ廃ガスの量} \times \text{廃ガスの真発熱量} \times \text{天然ガスの標準排出係数}$$

- **取り出した廃ガスの排出量**：計算式は以下の通り。

**生産工程から取り出した廃ガス量に相当する排出量**

$$= \text{取り出した廃ガスの量} \times \text{廃ガスの真発熱量} \times \text{天然ガスの標準排出係数} \\ \times \text{廃ガスと参照する天然ガスの使用効率の差異を配慮した係数}$$

ii) 投入材料を伴う製品の体化排出量<sup>109</sup>

**投入材料を伴う製品の体化排出量**

$$= \frac{\text{製品の生産工程の帰属排出量} + \text{消費した全投入材料の体化排出量}}{\text{製品の生産工程の活動レベル (生産量)}}$$

\*この計算では製品と同じ生産工程に含まれない材料のみを考慮する。

- **製品の体化排出量**：直接排出量または間接排出量（製品 1 トン当たりの CO2 換算トン）
- **製品の生産工程の帰属排出量**：帰属する直接排出量または間接排出量（CO2 換算トン）
- **全投入材料の体化排出量**：計算式は以下の通り。

$$\text{消費した全投入材料の体化排出量} = (\text{各投入材料の量} \times \text{投入材料の体化排出量}) \text{の総和}$$

- **投入材料の体化排出量**：直接または間接の体化排出量（材料 1 トン当たり CO2 換算トン）
- **材料自体に前駆体がある場合**：材料の体化排出量を製品の体化排出量と同じ計算方法で算出する。
- **投入材料の量**：生産工程で副産物、スクラップ、廃棄物などとして排出される材料の量も含む。

**(3) 施設の事業者が報告申告者に伝える情報**

報告義務を果たすため、輸入事業者または間接的通関代理人は施設の事業者から必要な情報を入手する必要がある。事業者が報告申告者に伝える情報として、表 6 の内容を推奨している<sup>110</sup>。このほかに、実施規則付属書 IV では製品分類別に伝えるべきパラメータの情報も列挙している<sup>111</sup>。域外の施設の事業者は、こうした情報を域内の輸入事業者から求められることになる。

<sup>109</sup> 実施規則付属書 III セクション G

<sup>110</sup> 実施規則付属書 IV ポイント 1 および 2

<sup>111</sup> 実施規則付属書 IV ポイント 3

表 6：施設の事業者が報告者に伝える情報

一般情報
<p>1. 施設に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者の名称・連絡先</li> <li>• 施設の名称と連絡先の詳細、施設固有の識別法（該当する場合）、当該場所の国連貿易・輸送場所（UN/LOCODE）コード、正確な所在地とその英訳</li> <li>• 施設の主たる排出源の地理的座標</li> </ul> <p>2. 各製品分類の製造工程と生産ルート（実施規則付属書 II に記載されているものを使用）</p> <p>3. 各製品について（CN コード別、または製品分類別）以下の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各製品の直接体化排出量</li> <li>• データの質と使用した方法に関する情報、特に体化排出量が完全にモニタリングに基づくか、または欧州委員会が公表したいずれかのデフォルト値を使用しているかどうか</li> <li>• 各製品の間接体化排出量と排出係数の決定方法、使用した情報源</li> <li>• 輸入電力に使用した排出係数（1MWh 当たり CO<sub>2</sub> 換算トン）、欧州委員会が提供する排出係数と異なる場合は排出係数の決定に使用したデータか方法</li> <li>• 体化排出量の実際のデータではなく欧州委員会が公表するデフォルト値で報告する場合は、その理由</li> <li>• 製品分類に固有の情報（該当する場合）</li> <li>• 炭素価格に関する情報（該当する場合）：投入材料の炭素価格を他の施設から入手する場合は、その炭素価格を原産国別に記載</li> </ul>
一般情報を向上させる推奨情報
<p>1. 施設の総排出量：使用する各排出源の活動データと算出係数、測定に基づく方法でモニタリングした各排出源の排出量、その他の方法で決定した排出量、地中貯留のためや CO<sub>2</sub> が恒久的に化学結合している製品のインプットとして他の施設から受け取った CO<sub>2</sub> の量、または他の施設に取り出した CO<sub>2</sub> の量など</p> <p>2. 測定可能な熱量、廃ガス、電力の取り込み・生産・消費・取り出しをした収支</p> <p>3. 他の施設から受け入れた全ての投入材料の量、それらの直接・間接体化排出量</p> <p>4. 各生産工程で使用した投入材料の量（同一施設内で生産した材料を除く）</p> <p>5. 各生産工程に帰属する直接排出量と間接排出量の算出方法に関する情報</p> <p>6. 各生産工程の活動レベルと帰属排出量</p> <p>7. 生産した全ての関連製品の CN コードによるリスト（別の生産工程でカバーされない投入材料を含む）</p> <p>8. 施設の説明：主な生産工程、CBAM の対象外の生産工程、使用したモニタリング方法の主要要素、適切なモニタリング・報告・検証システムのルールを適用しているか、データの質向上のために取った措置、適用した検証方法</p> <p>9. 電力購入契約における電力排出係数に関する情報（該当する場合）</p> <p>（出所）CBAM 実施規則付属書 IV</p>

### III. 今後の見通しと日本企業への影響

#### 1. 今後の見通し

##### (1) CBAM 規則の適用範囲の拡大

欧州委員会は移行期間を通じて、CBAM 規則の適用範囲を拡大することを検討する。今後のスケジュール（表 2 を参照）に示したように、欧州委員会は 2024 年末までと移行期間が終了する 2025 年末までに、報告書を欧州議会と EU 理事会に提出し、報告書の結論に基

づいて必要な場合には報告書と共に影響評価と CBAM 規則の改正案を提示する。この見直しにより、以下のように適用範囲が拡大される可能性がある。

- カーボンリーケージのリスクのある対象製品の拡大  
CBAM 規則では、今後検討し実現性を評価する対象製品の例として、有機化学品とポリマー（プラスチック）を挙げている<sup>112</sup>。いずれも欧州議会が当初から対象に加えるよう求めていたが、最終的に水素だけが加えられた経緯がある。  
2025 年末までに提出する報告書では、これら製品を含めて 2030 年までの予定表を公表する<sup>113</sup>。2030 年までに EU ETS の対象セクターの全てを段階的に CBAM の対象とすることを目指しており<sup>114</sup>、予定表により今後の適用範囲拡大の道筋が明らかになる。
- 対象製品の川下製品の拡大  
CBAM 規則の対象製品には、欧州委員会の当初の案に含まれていなかった鉄鋼のボルトやナット、ねじなど川下製品が最終的に加えられた。2024 年末までに欧州委員会が提出する報告書では、CBAM 規則の対象製品の中で、新たに適用を検討する川下製品を勧告することになる<sup>115</sup>。
- 間接体化排出量を含める対象製品の拡大  
鉄鋼、アルミニウム、水素では間接体化排出量が対象となっていない。これは前述のように、EU 域内でこれらセクターの製品には、排出コストが電力料金に転嫁されることによる間接排出コストに対して財政的な補償措置があるため。しかし、その見直しと併せて鉄鋼、アルミニウム、水素も間接体化排出量が含まれる可能性がある。
- 対象製品の輸送および輸送サービスにおける体化排出量への拡大
- 対象製品の投入材料で対象となるものの拡大

## (2) CBAM 規則が定める変更の可能性

CBAM 規則の規定により、以下のような適用の拡大や変更の可能性がある。

- EU からの輸出に対する措置  
欧州委員会は、CBAM 規則の本格適用から 2 年ごとに報告書を提出し、その中で炭素価格のメカニズムを採用していない域外国への輸出を目的として域内で生産する製品のカーボンリーケージのリスクに対処するうえで、CBAM の有効性を評価することが定められている。リスクがあると結論付けた場合は、世界貿易機関（WTO）のルールを順守しながらもリスクに対処する法案を提示する<sup>116</sup>。これは輸出関連事業者の排出コストに対応するもので、対象が輸出品にも広がる可能性もある。
- 迂回行為に対処した対象製品の変更

<sup>112</sup> CBAM 規則第 30 条 2(a)

<sup>113</sup> CBAM 規則第 30 条 2(b)

<sup>114</sup> CBAM 規則前文(67)および第 30 条 2

European Parliament, “Deal reached on new carbon leakage instrument to raise global climate ambition – The scope of CBAM” 13 Dec. 2022 <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20221212IPR64509/deal-reached-on-new-carbon-leakage-instrument-to-raise-global-climate-ambition>

<sup>115</sup> CBAM 規則第 30 条 3

<sup>116</sup> CBAM 規則第 30 条 5

迂回行為に対処するため、対象製品の CN コードに分類されないように製品をわずかに変更した製品を対象に加える可能性がある。これは欧州委員会が調査のうえで迂回行為があると判断すれば、委任法令により対象製品を変更できる<sup>117</sup>。

- 適用除外国の拡大・減少

適用が除外される国・領土について、CBAM 規則で定めた条件を満たすかどうかを判断したうえで、欧州委員会が実施法令により追加または削除する可能性がある<sup>118</sup>。

### (3) 実施法令・委任法令による規定の明確化

欧州委員会は実施法令または委任法令を策定することにより、CBAM 規則の詳細を決めることが定められている。CBAM 規則の中で、移行期間の開始時点では決まっていない手続きやフォーマットなどのほか、移行期間中に得た情報により移行期間の実施規則を調整し、本格運用する際に適用する可能性もある。実施法令と委任法令で定める主な事項には、以下のものがある<sup>119</sup>。

- 認可申告者の認可申請用の標準フォーマットと CBAM 登録簿での提出手続き
- CBAM 申告書の標準フォーマットと記載事項の詳細、CBAM 登録簿での提出手続き
- CBAM 規則付属書 VI で定めている検証の原則を適用するために必要な詳細や適用除外の可能性
- 域外国で支払った炭素価格分を控除し、納付する CBAM 証書を減らすために必要な外貨で支払った炭素価格の年平均為替レートでのユーロへの換算方法、提示を求める証拠など
- CBAM 登録簿のインフラと具体的なプロセス・手続き
- CBAM 証書の販売と買取の具体的なタイミングや管理など
- CBAM 証書の平均価格の計算方法
- 税関当局から管轄当局に提供する情報の範囲、提供の頻度・タイミング・方法など
- EU 域内で CBAM 対象製品を生産する施設に対する EU ETS 排出枠の無償割り当てに応じた、CBAM 証書の購入量の調整方法

### (4) CBAM に対する批判

EU は、CBAM 規則が WTO のルールを順守するよう慎重に設計していると説明しているが、一部の国からは保護主義的で差別的な措置であり、新たな貿易障壁になるとの批判が出ている。報道によると、特にインドは CBAM が WTO のルールに違反するとして WTO に提訴する方針を示し<sup>120</sup>、中国も批判的な立場を取っている<sup>121</sup>。

---

<sup>117</sup> CBAM 規則第 27 条 6

<sup>118</sup> CBAM 規則第 2 条 11

<sup>119</sup> CBAM 規則第 5 条 8、第 6 条 6、第 8 条 3、第 9 条 4、第 14 条 6、第 20 条 6、第 21 条 3、第 25 条 6、第 31 条 2

<sup>120</sup> Reuters, “India plans to challenge EU carbon tax at WTO” 16 May 2023

<https://www.reuters.com/world/india/india-plans-challenge-eu-carbon-tax-wto-sources-2023-05-16/> Businessline, “India taking up EU carbon tax issue with WTO, onboarding other countries for support: Goyal”, 7 Nov 2023 <https://www.thehindubusinessline.com/economy/india-taking-up-eu-carbon-tax-with-wto-goyal/article67507557.ece>

<sup>121</sup> Euractiv, “China urges EU to ensure new carbon tariff complies with WTO rules”, 15 Sep

南アフリカ政府が、移行期間の実施規則案について欧州委員会に寄せた意見には、以下のように CBAM を批判する各国の見解が集約されている<sup>122</sup>。

- 開発途上国を中心に、EU への輸出競争力に影響を受けるだけでなく、EU 向けに輸出していた国の製品が代替市場を求めて他の国に向かうことで、EU 域外で製品のダンピングをもたらす安価な輸入品が急増する可能性がある。
- CBAM および移行期間の実施規則は、WTO の無差別に関する規定に違反する可能性がある。
- 間接排出量を含めることは、途上国の輸出に大きな影響を与える。排出データの収集と検証を含む報告と CBAM 規則への順守は、多大な資源を必要とするためである。
- 気候変動対策の負担を開発途上国に転嫁するものであり、この分野における政策の独立性を妨げて強制的なものとなる。これが、国内で利害関係者との協議を通じて確立したコンセンサスを脅かし、パリ協定の実施に貢献する能力を損なう危険性がある。
- 低炭素経済への移行が進む先進国への影響が少ない一方、開発途上国とその産業界には不当で不公平な負担を強いることになる。アフリカ諸国や後発開発途上国、小島嶼開発途上国など気候変動に最も脆弱な国々でも CBAM の対象から除外されていない。一方で、域外の各国で排出量取引制度など炭素価格の導入を加速させる可能性もある。

このほか、EU 加盟国であるポーランドは 2023 年 8 月、CBAM 規則が不適格な法的根拠の下に採択されたとして、CBAM 規則の取り消しを求める訴えを EU 司法裁判所に提起した<sup>123</sup>。欧州委員会は CBAM 規則をあくまでも環境政策であるとしている。そこで CBAM 規則は、EU の環境政策に関する権限を規定した EU 機能条約第 192 条 1 項を法的根拠として提案され、加盟国の全会一致を必要としない通常立法手続きにより採択された。一方でポーランドは、CBAM 規則の本質は輸入品の体化排出量に納付金を課す財政政策であることから、その採択には EU 機能条約に基づき加盟国の全会一致が必要であるとの立場である。EU 司法裁判所が、CBAM 規則の法的根拠に関して、ポーランドの立場を支持した場合、CBAM 規則は一部ある全てが無効となる可能性がある。ただし、EU 司法裁判所が判決を出すまでには数年を要し、CBAM 規則の暫定的な差し止めもされないとみられる。

---

2023 <https://www.euractiv.com/section/energy-environment/news/china-urges-eu-to-ensure-new-carbon-tax-complies-with-wto-rules/>

Reuters, “China steel association says EU carbon tax a new trade barrier, calls for more talks”, 3 Nov 2023 <https://www.reuters.com/markets/commodities/china-steel-association-says-eu-carbon-tax-new-trade-barrier-calls-more-talks-2023-11-03/>

<sup>122</sup> Feedback from: South Africa's Department of Trade, Industry and Competition (11 July 2023) [https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13873-EU-Green-Deal-reporting-obligations-during-the-transitional-period-of-the-carbon-border-adjustment-mechanism/F3430346\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13873-EU-Green-Deal-reporting-obligations-during-the-transitional-period-of-the-carbon-border-adjustment-mechanism/F3430346_en)

<sup>123</sup> ポーランド政府ウェブサイト「Polska zaskarżyła do TSUE kolejne dwa akty prawne, będące częścią pakietu Fit for 55」2023 年 8 月 9 日（ポーランド語のみ）  
[Polska zaskarżyła do TSUE kolejne dwa akty prawne, będące częścią pakietu Fit for 55 - Ministerstwo Klimatu i Środowiska - Portal Gov.pl \(www.gov.pl\)](https://www.gov.pl/polska-zaskarzyla-do-tsue-kolejne-dwa-akty-prawne-budace-czescia-pakietu-fit-for-55-ministerstwo-klimatu-i-srodowiska-portal-gov-pl)

## 2. 日本企業への影響と対応

### (1) 日本企業への影響

CBAM では当初、セメント、肥料、鉄鋼、アルミニウム、電力、水素が対象となっているが、このうち EU への輸出が近隣諸国に限られる電力と貿易量が現時点で限られている水素を除く 4 セクターの製品では、日本から EU への輸出量が少ないため、直接的な影響は限定的とされる。もっとも、鉄鋼製の川下製品 (CN コード 7318) の日本からの輸出などでは移行期間の報告において生産者側、輸入側ともに対応に労力を要しているとの声もあがっているおり、注視が必要である。

世界銀行が CBAM による域外国への影響について、各国の対象製品の全輸出量に対する EU 向け輸出量の割合とその国の製品の炭素排出強度から影響暴露指数を算出している<sup>124</sup>。これによれば、対象製品の全輸出量に対する EU 向け輸出量が多い国は、カメルーン (93%)、ジンバブエ (87%)、モザンビーク (74%)、英国 (69%)、アルバニア (59%) と発展途上国と EU 近隣諸国が多く、日本はわずか 2% に過ぎない。ほかの国では、米国 10%、中国 9%、韓国 10%、インド 19%、南アフリカ 17% となっている。また貿易加重を行った「相対的 CBAM 暴露指数」でも、ジンバブエ、ジョージア、モザンビーク、インドが上位で、日本は米国や韓国などと共に影響はない (指数ゼロ)。

ただし、国外の拠点で生産して EU に輸出している場合は影響が出ることが考えられる。また、EU 向けだった安価な製品が日本や日本の輸出先に向かうことで、競争を強いられる可能性もある。

また今後、製品の適用範囲が拡大し、有機化学品とポリマーが対象となった場合には、EU 向け輸出量も多いため影響が大きくなる可能性がある。さらに、鋼材を使った製品など、対象製品の川下製品で適用が広がれば、日本からの輸出にも影響が出る。

このほか、以下のような影響が出る可能性がある。

- EU 域内に対象製品を輸出する企業では、EU の輸入事業者から体化排出量に関する情報の提供を求められる。このため、排出量のデータをモニタリングして記録するシステムを導入する必要があり、事務的な負担やコストの増大を強いられる。
- 域内の輸入事業者が、体化排出量の低い製品を選ぶ傾向が強まると予想されるため、域外の生産者には排出量を削減する圧力が強まる。製品の体化排出量が、競争で新たな要素となる。
- 域外で支払う炭素価格の適用により負担額に影響が出る。日本では 2023 年度から GX リーグに自主参加する企業による排出量取引制度「GX-ETS」の第 1 フェーズが始まり 2026 年度から本格稼働する<sup>125</sup>。ただし、この制度では自主設定した目標の未達分のみにカーボン・クレジットの購入を求められるため、仮に同制度に基づく炭素価格

<sup>124</sup> World Bank, “Relative CBAM Exposure Index”  
<https://www.worldbank.org/en/data/interactive/2023/06/15/relative-cbam-exposure-index#3>  
エクセルデータ (Correspondent Data)  
<https://thedocs.worldbank.org/en/doc/f617485768833ea38968a5f1ac2292f0-0430012023/related/CBAM-exposure-index-webpage-final.xlsx>

<sup>125</sup> GX リーグ事務局「GX-ETS の概要」2023 年 2 月 1 日 <https://gx-league.go.jp/aboutgxleague/document/GX-ETS%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81.pdf>

が第三国で支払った炭素価格として控除の対象となったとしても控除できる炭素価格は CBAM の対象の一部にとどまる上、そもそも控除の対象となるか現時点では明らかではない。

- EU 域内の現地法人では、域外から原材料を調達している場合には、間接コストの増加が見込まれる。適用される製品の範囲が広がれば、負担も増える。
- 域内で対象製品を輸入している場合、既存のサプライヤーが CBAM に対応するコストを価格に転嫁する可能性がある。
- CBAM 規則に準拠するため、排出量の測定や報告を行っている企業でも方法を変更する必要がある可能性もある。

## (2) 対応と準備

CBAM の本格導入に備えた対応として、以下の点が考えられる。

### ① EU 域内で輸入に関わる企業の対応・準備

- 自社の輸入品が対象製品に該当するか確認するとともに、CBAM 規則の動向を注視して CBAM 規則の適用拡大や手続きの詳細の確定など状況の変化に対応する。
- 社内全体での対応が必要なため、CBAM の担当責任を明確にする。複数事業者からなるグループでは、集中して担当することを検討する。
- 域外のサプライヤーとの契約内容を CBAM での情報入手などの点で見直す。
- 本格適用までに、外部検証を依頼できる検証者を確保する。
- CBAM 規則に準拠した報告システムを構築する。
- 本格導入に伴うコストの影響を事前に算定しておく。
- 製品の体化排出量の排出源やその地域などを把握し、必要であればサプライチェーンや調達戦略を見直す。

### ② EU 域外の生産者の対応・準備

- EU 向けの自社製品が対象製品に該当するか確認し、対象製品の適用拡大など CBAM 規制の動向を注視する。
- EU 域内の輸入業者に排出量のデータを求められる可能性があるため、適切なモニタリングの導入を検討する。また、原産国の炭素価格として控除できる支払い分があるか明確にし、必要な裏付け文書を確保する。
- EU 域外の生産施設を CBAM 登録簿に登録できるため、登録を検討する。対象製品の輸入事業者はこれを通じて製品の体化排出量の検証に関する情報を入手できる。
- 製品の体化排出量を削減するため、サプライチェーンや調達戦略の見直し、排出量削減に向けた技術改善などに取り組む。



レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230036>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部 欧州課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5569  
E-mail：ORD@jetro.go.jp